

平成 1 9 年度第 3 回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 1 9 年 7 月 9 日（月曜日）

午後 1 時 3 0 分から午後 5 時 2 0 分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

平成19年度第3回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成19年7月9日（月） 午後1時30分から午後5時20分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 遠藤 勝彦 委員 加藤 徹 委員  
高橋千代恵 委員 沼倉 雅枝 委員 山本 信次 委員

司 会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成19年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は、森杉部会長を初め6名の委員にご出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議には、田中副部会長、徳永委員、長田委員、両角委員におかれましては、所要のため欠席する旨の連絡が入っておりますのでお知らせ申し上げます。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

次第と本日の出席者名簿、資料1 県民意見の提出状況、資料2 重点評価実施基準結果表のほかに羽田川通常砂防事業の追加資料ということで、A3版の図面を入れております。また、国道398号石巻バイパス整備事業の調書差し替え一式をお手元にお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、会議に入ります。会議の発言の際には、お手元のマイクスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプがついたことを確認してからお話しくださいようお願いいたします。終わりましたらスイッチをオフをお願いいたします。

それでは、本日の部会ですが、次第に記載のとおり五つの事業の審議を予定しておりますのでよろしく申し上げます。

それでは部会長、よろしく申し上げます。

森杉部会長 会議に入ります。

議事録署名委員をお願いいたします。

今回は、高橋委員と沼倉委員のお二人をお願いしたいと思います。

きょうは傍聴の方が1人もおられませんので、傍聴に関する説明事項は省略しまして、直ちに報告事項に入ります。

まず、次第2の報告事項ですが、県民意見の提出状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料1により御説明いたします。

今年度につきましては、6月6日から7月5日までの30日間、募集したところでございます。方法としましては、郵便、ファクシミリ、電子メールで意見を受け付けることとしまして、情報の提供は、県のホームページ、県政情報センター、それから各地方振興事務所の県政情報コーナーでの公表、議会図書室で公表

したところでございます。

また、このほかの周知方法としては、6月号の県政だよりの県からのお知らせ欄に記載しました。それから、県政ラジオとして、FMや東北放送で数回流したところでございます。市町村の広報紙におきましても、まつしま6月号、わくや6月号、とめ6月号、けせんぬま6月号で記載いただいておりますが、意見は今年度も提出がありませんでした。

それで、公共事業のこの県民意見につきまして、制度が始まった頃の平成15年度に数件寄せられた以降、意見については寄せられていないという現状にあります。これは公共事業だけではなくて、政策評価についても県民意見というのはなかなか出てきていないので、要するに県でパブリックコメントをやっているけれども、実際は意見が寄せられていないということについては、やり方をよく検討しなくてはいけないという部分は、別の部会の方からも意見をいただいておりますので、今後事務局としても検討していきたいというふうに思っています。以上です。

森杉部会長      ありがとうございました。

ご質問等ございますか。

よろしいですか。この意見の提出がないということは、事業が順調に行われているという、そういう解釈も可能ではないかと、こんなふうに僕自身は思っておりますが。

それでは、第2番目の審議に入ります。

事務局から、本日の審議事業につきましての説明をお願いいたします。

事務局      部局からの個別事業の説明の前に、事務局の方から主に重点評価実施基準結果表、資料2になりますけれども、これを使いまして本日も審議いただく事業についての概略をご説明いたします。

資料2をごらんください。

本日は、番号1番から4番と14番の計5事業についてご審議をお願いいたします。

事業種は、1番が砂防事業、2番が道路事業、3番が土地区画整理事業、4番が街路事業、14番が水産基盤整備事業と多種にわたりますがよろしく願いいたします。

評価対象の区分としては、3番の土地区画整理事業と4番の街路事業が再々評価となっております、平成14年度に一度評価を実施しております。他の3事業は10年または5年度以内に事業の完了が見込まれないための再評価となっております。

ここで、お手元の評価調書関係ファイルをごらんいただきたいのですが、3番のインデックスと4番のインデックスの後ろに「3参考」、「4参考」というインデックスがございます。これは前回の再評価時点の再評価調書と答申書の写し、評価書の写しとなっております。こちらの方も審議の参考としていただきたいと思います。

なお、詳しい説明はいたしませんけれども、前回の再評価でこの両事業とも事業継続妥当となっておりますけれども、別紙の意見が付いておりますので、この

意見に対する対応状況も、きょうこの場での説明があるかと思しますので、その辺についてもご審議ください。

それでは、資料2にお戻りください。

重点評価基準については、今年度の部会でいろいろご意見をいただいておりますけれども、指標の見直しというものについて検討していきたいと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、今の基準で申しますと5事業とも一番右側にありますとおり、Wのホワイトカードという判定になっております。ただし、それぞれの個別の事業費増加度とか、事業の乖離度などでそれぞれ数値が違ってありますので、ホワイトカードは一緒だとしても、個別の点数などをごらんいただいで、参考にしていただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

森杉部会長      ありがとうございました。

ご質問、ご意見ございますか。

よろしいですね。当面、今から調書で説明いただきますので、大ざっぱなにはこんなことだということだけでいいと思いますが、よろしいですね。

それでは、次にまいります。

個別事業の審議に入ります。審議は一事業ずつ、はじめに県から説明いただいた後、質疑応答して、そして審査結果を基本的には本日提示するという形のものにしたいと思っております。本日は、審議では仮に未回答事項がなくて、委員の了解が得られた事業については、部会の意見としてまとめたいと思っております。

なお、きょう決めてもそれは最終決定ではなくて、改めて10月ごろに予定しております答申案を取りまとめる部会において、最終的に決定することになります。

それでは、事業 1 羽田川通常砂防事業についての説明をお願いいたします。

防災砂防課長    それでは、羽田川通常砂防事業についてご説明いたします。

1ページをごらんください。施行地名が気仙沼市赤岩羽田地内でございます。

7ページをごらんください。位置関係の図面がございます。7ページの上の方の位置図に十字の丸がついている部分がございます。気仙沼市という文言の下の部分です。それから、その下に航空写真のコピーがございまして、黄色で流域をくくってございます。その中に上流の方にダム、また下流にダム、あと溪流部というふうな位置関係でございます。

1ページにお戻りください。

事業主体、管理主体とも宮城県です。事業目的につきましては、8ページもあわせてごらんください。地図がついてございます。流域は5.36平方キロの溪流でございまして、溪床や溪岸の浸食が著しい状況でございます。下流の保全対象といたしましては人家、耕地、公民館、生活道路と書いてございますのが気仙沼の市道でございます。それらの公共施設がございますので、対策工事を実施するものでございます。

事業の着手年度は平成9年でございます。再評価が19年ということで、事業の内容の変更の状況、その要因というところでございますが、平成3年に施設計画を見直しまして、事業費と完成時期を変更しています。今回、平成19年の変

更の計画といたしましては、別途A3版の平面図のコピーをつけさせていただいておりますけれども、その中で赤く塗った部分がございます。これが合流点処理というふうに赤く塗って書いてございますが、延長としまして、本川の30メートル、支川の30メートルということ、合計60メートルにつきましての支川の合流処理工を追加しております。事業費は変更ございませんで、完成年度が18年から20年ということでございます。

2ページをお開きください。

事業期間としましては、今ご説明申し上げました再評価の時期としまして、採択が9年、変更が13年。この変更に伴いまして、完成の予定が20年でございます。進捗率につきましては、事業の進捗率が事業費としましては97.5%、うち用地につきましては先刻買収済み、補償済みでございますので100%でございます。

次に、事業の進捗状況でございますが、平成13年度の全体計画の変更時に計画した施設整備は、概成見込みであるということでございます。これは18年度の事業が、現在繰り越して実施中ということでございます。今回の計画変更は、事業完了予定の平成18年に下流部の支川の合流部におきまして、平成18年は気仙沼地区で3度の出水がございました。その中で特に平成18年10月5日から6日にかけては、サンマ漁船が遭難するというふうな爆弾の低気圧が来たわけですが、それらの3度の出水によりまして、溪岸の浸食が発生したことから、対策工事を行うというふうに考えてございます。その支川処理のために、平成19年、20年と、20年までの延期を希望しているものでございます。

今後の事業の進捗の見込みとしましては、19年度に調査設計を行いまして、20年度に支川合流の処理の工事を行う予定でございます。

3ページをごらんください。

事業の必要性としましては、まず社会経済情勢としまして、保全対象としましては人家30戸、耕地43ヘクタール、道路、橋梁、公民館等がございます。また、地元の意見としましては、早期の完成というのを強くされています。事業の効果としましては、今までご説明した内容でございますので省かせていただきます。

次に、4ページ。代替案との比較検討でございますが、残事業は図面等でもご説明いたしました。最下流部の支川の合流処理のみでございますので、代替案というのは非常に考えづらいということで、現在はございません。コスト縮減につきましては、現地の発生石を使って護岸等を行っているということで、大まかに言いますと、1㎡当たり5,000円ほど、コンクリートブロックを使ったよりも安くなっております。

それから費用対効果でございますが、根拠のマニュアルとしましては、土石流対策事業の費用便益分析マニュアル、平成12年度版を使っております。便益算定期間としましては50年として、費用項目の総費用という欄がございますが、ここで再評価時に9億6,000万円。現在価値が9億4,700万円。便益項目としまして、現在価値が11億5,300万円としまして、B/Cは、1.22となっております。

5ページをお開きください。

環境への影響と対策としましては、県立自然公園、気仙沼地内がございます特

定地域内、それから影響と対策につきましては、切土及び盛土法面の植生、また溪流保全の部分につきましては地場石ですか、この場所での自然石を極力使うというふうに行っております。

なお、12ページ以降につきましては、事業の進捗状況のコピーをつけさせていただきます。

12ページは、上流の砂防堰堤、下流の砂防堰堤、また13ページ以降、溪流保全工の状況がございまして、15ページにつきましては、今回お話し申し上げます支川の合流部処理の状況が付いてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

森杉部会長      ありがとうございます。ご質問、ご審議のほどお願いします。

ちょっと、僕の方から。事業効果は、資料では16ページ以降にありますよね。それで、ちょっと目新しい項目として書かれていますのが、17ページの人的被害というのがあります。100分の1の場合だけ発生するようになっています。最近こういうマニュアルになっているのですか。それを知りたいのですけれども。人的被害の取り扱いです。今まで洪水関係では取り扱っていないのですよね、これは。よく問題視されているのですけれども。

それからもう一つは、100分の1のときだけ入っていますが、これもなかなかいい取り扱いではないかなと思ったりしておりますけれども、このマニュアルの現状についてお聞きしたいのです。

防災砂防課長   今お話ししました洪水等と違いまして、一番上に、ここに土石流ということで載せさせていただきます。土石流の場合、やはり人的被害というのは直結するということでございまして、人的被害という項目を上げることとしています。

森杉部会長      そうですか。それは最近の土石流対策の費用便益分析マニュアルがそういうふうになっているのですか。そこ、そういうことですか。いつごろできていましたか、そのマニュアル。

防災砂防課長   年次でございませうか。

森杉部会長      例えば、去年とか一昨年とかですか。多分、河川局がつくったのだと思うのですが。

防災砂防課長   事務方に確認しますと、以前から入っていたということです。

森杉部会長      以前から。そうですか。わかりました。結構です。

加藤委員      この地区は、進捗率がもう98%近く来ていますので、事業継続で問題ないかなと思うのですが、前回まで農林水産系の案件をやってきましたときに、落札率の影響で事業費の変更があったわけですが、今回は増額の分だけで落札率の方はどうなっているのか。それはこの中に込みでもう入っているのですか。その辺教えていただければと思います。

防災砂防課長 今回評価させていただいている中で、事業費の変更はございません。その分につきましては、今お話しされたような落札率の分が、項目に入っているということです。

森杉部会長 どんな感じですか。ちょっと言いにくいですか。この前は、実は7割とおっしゃっていましたがね。

加藤委員 8割ぐらい、農林水産系の案件は。

防災砂防課長 私どもオフィシャルに言わせていただいておりますのは、県全体の数字で言わせていただいておりますけれども、8割とかそういうオーダーです。

森杉部会長 県全体としては平均値を公表していると、こういうことですか。個別なことはちょっと控えますと、こういうことですね。

加藤委員 ただ、事業費の変更のところには、前の総事業費に対して増加額だけ盛り込まれているわけですね。それで、その落札率の変更された部分が、この調書の中にどこへも出てこないわけですね、見た目。農林水産部のこの前までの案件は、すべてそれ込みでマイナス何十%という表現がされていきました。土木部関係はこの後の事業もそうだろうと思うのですが、そここのところどう考えればいいのか。

森杉部会長 これ、どうしますか。取り扱いの統一性のことですね、おっしゃることは。これは事務局の方で、少し統一性を考慮するようなことを検討してくれませんか。

事務局 今、おっしゃっているのは、農業サイドの再評価を前回やったのですけれども、事業費が大分減っている。その事業費の変更の要因が、落札率によるものが大きいという調書のつくりをしていた。今回の増額というものの中には、落札率で減った分を相殺した上で増えてしまっているという結果になるのでしょうか。

防災砂防課長 19年度変更というのだけ見ていただくと、増額はございません。

事務局 6億8,000万から9億6,000万に至る間に、工事の執行による落札率というのは包含されてしまっているのかということです。

防災砂防課長 それは、13年度変更時点の話ですよ。

事務局 委員さん方のご質問の趣旨は、事業費の変更を今回9億6,000万としていまして、当然97%進んでいますので、事業費の積み上げというのはほとんど予定額ではなくて執行額だと思うのですけれども、そういったことにおいて、当初の6億8,000万という額とその落札率というものがどういった関係になるのかということです。農業と違ってわかりづらいというのがありますので、その辺のご説明があればいいのかなと思います。

防災砂防課長 ここにはその落札率と、例えば年度ごとの落札率とか工事の分が出てくればわかりやすいのだと思いますが、ここに持ってきておりませんので、後で整理して提出という形でよろしゅうございますか。

森杉部会長 結構です。余り生々しいデータである必要はないのですけれども、危険ですから、これは。ただ、前回も話題になりましてね、物価変動その他という項目で、そこに落札を含む物価変動部分と、それから純工事によって追加した部分との二項目に分けて、それを表示していたという形のことに農業関係ではやっていただいたのです。県としてはやはり統一して、そういうような表現をしていただいた方がいいと思いますので、今のような二つの項目に分けた格好で表示していただくとうるしいので、後からでもいいのですけれども。

事務局 なるべく、書き方を統一するようなかたちで、ご相談します。

森杉部会長 お願いします。次の事業も、すべてその点がどうなっているかわからないのですけれども、この件につきましてはすべての事業について、統一形でのご説明をいただくような形にしておきたいと思いますので、審議の対象に、もう次の事業からしませんけれども、それをお願いするという形にしておきたいと思います。それではほかの件どうぞ。はい、どうぞ。

沼倉委員 この地域の災害の状況というのは、聞き逃したかもしれないのですけれども、どこか書いていましたでしょうか。近年は幸い災害が発生していないというのは3ページのところにあるのですけれども、その前にはこういう状態だったかというものが、もしあれば教えていただきたい。

防災砂防課長 具体的に過去の災害の履歴というのは書いてございませんが、1ページの事業の目的の中で、大きくりとしまして、溪床や溪岸の浸食が著しく溪流内には不安定な土砂が堆積しているというふうに大きな転石が認められるということで、荒れた川になってきつつあるという部分を、内容は一般的な感じとして書かせていただきました。

森杉部会長 先ほど口頭で僕も実は聞き逃したのですけれども、最近3回ぐらい災害があったっておっしゃいましたか。それがどんな災害だったかというのを、ちょっとお聞きしたいのですけれども。関連してそういうことですね、今の質問は。

防災砂防課長 18年、要は事業を進捗させておりました、今回下流の支川部の合流部分ということをお願いしておりましたので、18年にどうしてそういうふうな状況になったかということをご説明するために、18年に3回の出水がございました。その中でやはり特筆すべきなのは、10月5日から6日の爆弾低気圧のサンマ漁船の遭難した、そういうものがあったということです。爆弾低気圧とは、低気圧が発達しながら太平洋側を北上したわけですね、それに伴っての災害というのが結構大きかった。



森杉部会長 そのことですか。死亡事故があったということを書いていますね。砂防堰堤事業の整備を行っていない箇所であったのか。3ページにありますね。全国の話、この話ではないのですね。

沼倉委員 3回というのはここに、その事業にどうかかわりのあるところなのか、ちょっとイメージがつかめないのですが。この図のところで出水があったということですか。

防災砂防課長 宮城県全域もそうだったのですけれども、特に海岸寄りに大雨が降ったというのが3回あったのです、この当該地域において。気仙沼とか、海岸寄りに大雨が降った災害が、平成18年は3回ございました。それらの要因によって、支川の分の水衝部の浸食が非常に激しかったということがございまして、その対応を20年まで事業を延長させていただいて、施工させていただきたいというのが内容でございます。

沼倉委員 支川というのはどれですか？浸食というのは何か、この浸食というのは何を指すのですか？

防災砂防課長 削れたということです。

沼倉委員 削れるということですか。では、ここもどのくらい削れたとか、どこが削れたとかというのをちょっとおっしゃっていただけると。

防災砂防課長 その上の方に写真がございます。

沼倉委員 それがこの写真なんですね。これが浸食の写真ですか。

防災砂防課長 上の方の写真に人家がございまして、その土台の下の部分とかがえぐれています。

森杉部会長 もそうですか。の部分も、これは崩れているんですか。

防災砂防課長 は、溪流保全工の施工中の写真です。

森杉部会長 施工中の写真。崩れているわけではないのですね。

高橋委員 の浸食されたのが で同じ場所が直っているという写真なのですよ。(「方向がちょっと違います」の声あり) 違いますけれども、違うんですか。この建物が同じかなと思ったんですけども。同じ個所ですよ。

防災砂防課長 ここにですね、 と で、矢印がついていますよね。写真を撮った方向がこの矢印の方向で、 は支川の上流の方を見たその写真でございます。 は合流部か

ら工事を施工した部分の渓流保全工の部分の撮った写真でございます。それで、橋が写っている。

森杉部会長 あ、もう1回お願いしたいのですけれども、やはり過去、平成18年の被害がどうであったかということと、それからその被害に対してどんなふうに役立っているかということですね、この段階でぜひとも記載いただきたいですね。この調書の方に入れていただきたいのですよ。それで公表する方がいいのではないかと思います。ここのところで具体的な効果が出てきている可能性がありますので、ぜひとも書き加えていただきたいと思います。

それで、もう1回お聞きしたいのですけれども、結局、平成18年度の3回の洪水のときに、この施設はどんな効果を発揮したのですか。それをもう一度お聞きしたいのですが。

防災砂防課長 90%以上の進捗率でございましたので、二つの砂防ダムは完成してございました。上流の方はスリットタイプでしたので、下の方のダムというのは高さが8メートルほどで、堤頂幅が131メートルで、貯砂量として1万1,000ほどでございましたので、一時的な洪水調節する能力というのは一つはあったんじゃないかと思っています。また、渓流保全工も現況の河床勾配が15分の1ですから15メートルって1メートル。それらを転石等も利用しまして20分の1に計画上、緩くしております。それらによってダムでも貯留効果もあつたでしょうし、渓流保全工でも水の流れを従来よりも抑える、流速を抑えるというふうなこともございまして、それらの部分につきましては、被災ということはございませんでした。ただ、支川部の水衝部、水が当たる部分です。その部分につきましては、18年度その3回の出水で被災したというふうな、そういうことになります。

森杉部会長 それがこの ですか。なるほど。わかりました。いずれにしてもお書きいただきたいですね。これ事後評価の対象にもなりますし、この段階で具体的にこの効果があつたということも、ものすごくわかりますから。そういうことですね、もともとご質問の意図は。

沼倉委員 今のご説明で、やはりほとんどできていますけれども継続だったというのが、すごい心証を得られましたので、ぜひ調書に書いていただきたいと思います。

森杉部会長 ほかにどうぞ。よろしいですか。

それではこの件はもうほとんど終わっておりますし、順調に効果もあつたことも、もうはっきりしておりますので、これはもうとにかく継続して、できるだけ早く速やかに完成をお願いしますという、そういう審査結果でよろしゅうございますね。

はい、それではどうもありがとうございました。

森杉部会長 次は、道路ですね。どうぞ。

道路課長 それでは、国道398号石巻バイパス整備事業( 期)でございます。施行地

名は石巻市新上沼から石巻市南境地内でございます。事業目的でございますが、国道398号は、石巻市を起点としました秋田県の由利本庄市に至る全長249キロメートルの幹線道路でございます。そのうち石巻バイパスは、石巻市中心部の交通渋滞の緩和、通過交通を処理する環状道路としての機能確保、石巻地方拠点都市地域計画の支援、災害時の避難ルート確保等を目的とする延長11キロメートルの4車線道路として計画したものでございます。

事業中の区間につきましては、特に事業効果の高い石巻市新上沼国道45号から南境主要地方道石巻河北線までの約2.7キロメートルを暫定2車線で整備するものでございます。事業着手が平成10年度でございますが、延長2,717メートル、幅員2車線でございますして14メートル。ということは、4車では30メートルであります。内容は再評価時でも同じでございます。

8ページに位置図がございまして、ごらんいただければと思いますが、写真に示しましたように、国道45号のタッチ部分を起点としまして、女川町との境で398号に接続するという事で約11キロでございます。そのうちの南境工区2.7キロを現在22年度を目標に整備を進めているところでございます。

その右側の9ページでございますが、ここには近くに石巻赤十字病院があります。起点からいきますと、旧北上川を渡りまして曾波神大橋という大きな橋を架けてございます。そして、石巻専修大学の横については南境トンネルを整備しております。その先には跨道橋がありまして、さらにその先は、石巻トゥモロービジネスタウンと南境の土地区画整理事業を挟んで、石巻河北線まで軟弱地盤に盛土で道路をつくっているというような状況でございます。下の標準断面にお示ししてございますように、完成時は4車線ですが、現在暫定2車線で工事を進めてございます。

また1ページでございます。

事業費は、事業着手時平成10年度は63億円でございますが、うち用地費9億円でございます。今回、19年度再評価は98億円、うち用地費が17億9,000万円でございます。その変更の主な要因でございますが、施工地は地盤が想定以上に軟弱であったため、道路の軟弱地盤対策圧密促進工法に9億円、それから先ほど申し上げた曾波神大橋の橋梁、これの基礎形式の変更、軟弱層が最大40メートルと想定しておりましたが、60メートルと深かったために場所打ち杭から鋼管矢板基礎に変更しまして、17億円の費用が必要になったこと。さらに先ほど申しましたが、沿線では石巻トゥモロービジネスタウン、南境土地区画整理事業等の開発がありまして、それにより単価増に伴い用地補償費が9億円増額になったことによって、全体事業費が増額になったものでございます。

先ほどの件でございますけれども、一応18年度まで執行額を精算しまして、そして今後残事業費が幾らかかるかというような中で、98億円ということで整理してございます。その中には入札の執行行為もありますので、低入とかあるいは入札率が先ほどありました8割とかそういうこともありますので、そういったものも精算して18年度までに入っているということでご理解いただきたいと思います。

2ページでございます。

事業期間につきましては、完成予定年度17年度を22年度に、今回変更してございます。進捗率は19年度までに91.2%ということでございました。用

地につきましては、19年度中にすべて完了するというところでございます。

7ページに事業のスケジュールがございまして、地盤が想定以上に軟弱であったために、軟弱地盤対策工法を施工したものの、地盤の圧密収束に最大4年間を要しましたことから、事業の完了年度が22年度になる見込みでございまして。

なお、用地補償については、先ほど申しましたが19年度完了予定。それから、大規模構造物である南境トンネルにつきましては平成18年度、繰り越しであります。6月29日に竣工してございます。また、旧北上川を横河する先ほど申しました曾波神大橋につきましては、下部工が完了し上部工の工事を進めているところでございます。

本年度中に用地、そして軟弱地盤対策の施工が完了する予定でありますことから、22年度に向けて順調に進捗が図られるものと期待いたしております。

15ページでございまして、写真が載っております。

現況の写真ということで、国道398の混雑状況、渋滞状況を1番目に示してございまして。それから、施工状況につきましては曾波神大橋、これが下部工の完了状況、上部も一部架かってございまして、次のページの16ページを見てもらいますと、上部も一部施工済みでございまして。それから下にトンネル。これも先ほど申しましたとおり、トンネルはもう完了してございまして。

戻っていただきますと、次ページでございまして、施設の管理の予定、管理状況等でございまして、施設は宮城県がしっかりと管理していくことになるわけでございまして、平成13年度から全県的に実施しておりますアドプト制度、宮城スマイルロードプログラム、今全県下で124団体が活動しておりますが、こういった団体への加入も含めまして官民一体となった管理体制を実現してまいりたい、このように考えております。

3ページでございまして。

事業の必要性でございまして、ご案内のとおり19年4月になっておりますが、3月に宮城の将来ビジョンが作成されまして、その中の広域道路ネットワークの整備の具体事業として石巻バイパスを上げてございまして。

その他ここに記載のとおりでございまして。

社会情勢、経済情勢ですが、道路の整備状況。ご案内のとおり三陸縦貫自動車道は、今年の6月9日、つい最近ですが、桃生津山インターまで開通して供用してございまして。20年度には登米インターまで、そして21年度には398号の米谷までタッチすることになってございまして、気仙沼に向かって順次供用が予定されてございまして。

なお、三陸縦貫自動車道については、今、石巻河北、河南インター以北が無料化されております。

現況の交通量でございまして、現道石巻市門脇で2万2,000台強の交通量がございまして。地元情勢、地元の意見につきましては、石巻バイパスは地域一帯から大きな期待を持たれておりまして、特に実施区間については、石巻圏域の自律的成長と拠点性の向上に資する石巻市南境業務拠点地区の基盤形成に寄与することから、早期の完成、供用を望まれているところでございまして。

事業の有効性につきましては、そこに想定される事業効果を四つ示してございまして。目的のときにも申したとおりでございまして、省略させていただきたいと思っております。

4ページでございます。

事業の効率性の中では、先ほど申しました関連事業、南境の業務拠点地区区画整理事業等がございます。代替案との比較検討につきましては計画ルート、現計画ルートにつきましては、現道拡幅案、複数のバイパス案を比較検討しまして、経済性や交通特性、将来の土地利用との関連性、さらに災害時の避難、緊急ルート、輸送ルートとしての信頼性の観点から選定されたもので、現在もその優位性については変わりないと考えております。この路線は、平成9年8月に都市計画道路曾波神沢田線として都市計画決定済であります。

軟弱地盤対策でございますが、10ページに資料を示してございますけれども、いろいろ工法等を比較しまして、緩速載荷工法とペーパードレーンの組み合わせを選定しております。施工性と経済性からサンドトレーンよりペーパードレーンの方がいいということでございまして、この工法を採用したところでございます。

コスト縮減につきましては、他事業との調整やリサイクル材の利用によりインシヤルコスト縮減するほか、維持管理コストの縮減にも配慮してございます。石巻の南境土地区画整理事業からの発生土を道路の盛土材として流用いたしました。それから、下水汚泥もリサイクルして用いてございました。また、先ほど曾波神大橋につきましては、橋梁部材に耐候性鋼材を使用しまして、維持管理コストの低減を図っているところでございます。

費用対効果でございますが、1期分につきましては、事業着手時3.6、再評価時1.6となっております。軟弱地盤対策を主因とする費用の増加により、費用便益が事業着手時の半分程度以下になったというのが大きな要因でございます。残事業の費用対効果につきましては19.6でございます。

6ページでございます。

環境につきましては、石巻バイパスの全体計画規模が国道4車線10キロ以上であることから、閣議決定による環境影響評価実施要綱等に基づきまして、平成9年度に都市計画決定をするときに環境影響評価を実施しております。評価の結果、周辺環境における影響は施工時、供用時いずれも少なく、環境保全目標に達成することが可能であると考えられます。また、万全を期するため事後調査を行い、環境保全の観点から支障があると判断された場合は、必要に応じて適切な環境保全対策を講じることとしております。

以上、総合評価として事業継続をお願いするものであります。以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

森杉部会長      ありがとうございました。

どうぞご審議のほどお願いします。どうぞ。

山本委員      先ほど、もうこれは話題になっているから、お聞きしたいのは、1ページ目の一番下のところで、当初の事業予定額が63億で、その下の軟弱地盤対策とかで9億、17億、9億というものを足すと、63億にその下の数字を足すと全部で98億になる。その後、コスト縮減計画とかを見せていただくと、4億円ぐらいコスト縮減がされている。非常に単純に考えれば、63億から4億コスト縮減をした上で、後で余分になったものを引くのであれば94億になるはずですし、あるいは63億にあと8割ぐらいで入札しているということが本当であれば、12億

ぐらいを引いたやつに35億を足すわけですから85億ぐらいになるはずなので、何かわからんなど。

道路課長　まずは、コスト縮減をして、その結果を過年度の執行額として整理し、その後残事業費として算定したものを足しているということで98億、それは間違いありません。コスト縮減計画でございます3億2,100万は、これからの維持管理コストの縮減見通しであり、9,500万は、すでに執行額として整理してございまして、そうでないともっと事業費が膨らみますよということです。

山本委員　書き方の問題だと思うのですが、前回までに見せていただいたものは当初執行予定額があって、それに対してこういう縮減計画をやったのでこれだけ減りました、入札関係でこれだけ減りましたというふうになっていて、残事業費を足すと総額幾らですというふうに出ていたのです。そうすると、これだどこが縮減されてどこが増えたのかが見えないので、統一性の問題になるかもしれませんが、私どもが持っている調書の、例えば6の事業とか、何か完全にそういうふうに書いてある。前回全部そういうふうに見たものですから、・・・。

道路課長　うちはそういう書き方はしていません。

森杉部会長　そうですね。統一していただけますか。事務局の方で、この件につきましては。

事務局　これすべてを統一すると大変というか、農業の方は工種ごとにすべての事業費を足している。こういったことまで、多分、土木の事業ではやっていないと思いますので、この作業をやってもらうと、確かにすべてこの農業の書き方で書くと非常にわかりやすいとは思いますが、非常に大変な作業が伴ってくると思います。先ほどの課長のご説明の中にもありましたけれども、この98億の中には18年度までの執行額があって、その中には農業事業と同様に執行差金による減額もあるのですけれども、予定額と執行額と執行差金というような整理を農業のように土木ではやっていないと思うのですね。

加藤委員　せめて、総事業費の中の内訳だけでも、細かい部分は別としても、そこだけ、共通点があるような形で。

事務局　道路課では、過去に何億円ぐらいの執行差金があるという書き方はできますか。

道路課長　この事業が終わるまで、その執行差金があればまだ手をつけていないところをやっていくわけです。ですから最終的に、例えば今98億円が最終的にどうなるかというのは、22年度に減るかもしれないし、また何か突拍子もない施工条件が変わったりして、増えるかもしれない。それはあるのですが、執行差金というのはそれを使って次の工事をやるというような流れになっています。だから22年度に最終的に整理がされるということになるのです。ただし、無駄遣いはしていませんから、工事の中身が決まっています、それを先食いして執行差金があればやっていくわけです。

事務局 多分、農業の方はB / Cが余り高くないということもありまして、なるべく精緻に事業費を、過去のものを積み上げて、今後のものは、執行差金は見込まないで足す、というやり方をしているのだと思います。そういう整理をして何億円の減額になっているので、それをB / Cを計算するときのコストにするというやり方をしている。大分、土木とやり方が違うので、これを全く統一しようとすると、土木に大変な作業が増えるという気がします。

山本委員 全く同じにさせていただく必要はないのですけれども、今言ったみたいな話ですと、中間評価してもその後どうなるかわからないという話になってしまいますよね。これから3年後、突拍子もないことが出てくると増えるかもしれないという話になると、今ここで検討しているB / Cが、もっと下がるかもしれないし、上がるかもしれない、という話では、審査ができなくなってしまうと思う。もう少し、現時点での見積もりだけでも、当初63億で見込んだ事業に対して8割の進捗率で、それに対して本来なら63億の8割で済んでいるはずが、ちょっと増えてしまっているのだとか、減ってしまっているのだとか、というふうにはご説明いただけませんか。

道路課長 進捗率は今年度9割ですから、あと10%の中で、そんな法外なことをやろうと、そういうことではないので、きちっとそれはマネジメントしていきますけれども、用地費も本年度で終わりますし。だから、請負差金が80%あるならば、きっと2割は減る。2割は単純ではないですけれども、一応2割は減る可能性は高いのではないかとってはいます。ただ、これからの残事業費を出したときに、工事の発注を考えて工区を切ったりしていませんので、いわゆる分割発注していけばコストがかかっていく、そうなりますよね。ですから落札率が80%でも、単純に2割減るといふようなことではないと思うのです。整理はできますが、今まで大きな工事、橋なら橋、トンネルならトンネル、盛土工なら盛土工、あと用地というようなことで分けて、そして過年度までいくらと、これからいくらというようなことは出る。ただ、請差がどうこうというのは、それはちょっと難しいと思います。

山本委員 いや、そういう細かいことを言っているのではなくて、1ページにお書きになっているように、新しく出た想定外の費用がこれだけ出て、それを引いたら元の着手時の63億になるわけですよ。だとしたら、予定どおりにできているはずではないですか、ほかの事業に関しては。ですよ。ここでの書きぶりを見る限りでは。想定外の事業が乗かって98億になっていて、想定内のものについては63億なんだから、それが入札がもし8割で平均的にいってれば、平均を掛けるのがいいかどうかは別ですが、いっているんだとしたら、その63億からは八掛けになっていないとおかしいですよ。1ページの一番下を見ていただく限りでは、そういうふう書いてあります。余分になったものはこれとこれと、想定外の事業がこういうふうに入ったからだと書いてあるので、それを足したら63億プラスこれで98億になるんだから、想定していた事業のところは八掛けになっているのだったら減っていないとおかしいですよ。

道路課長 着手時に一応こう出しますね。この2.7キロ区間の我々の事業はこうでした。さっき言ったように地盤の想定が今回は相当悪かったという中でこう変更になっているわけですから、最初の想定があって、全体事業費が63億あって、そして今回想定したら、いわゆる過年度の18年度までいろいろ同じ工事をやって、それで幾らになったよと。残事業費がこれから残事業がこれくらいあるから、このための事業費は、今の新たな軟弱地盤対策工事をやるとこうなりますよということをつくって98億になっているわけです。

森杉部会長 いいですか、過年度18年度までにかかっているお金が追加された、あるいはマイナスであったその原因を、分類して書いていただきたいと、こういうことなのですね。簡単に言うと、二つしかない。それは、新しく工事が必要となったコストの増分と、それから落札において物価等の減少という言葉で表現しておりますけれども、恐らく物価の減少というのもあると思いますが、落札等による減少の金額が幾らであるかという二つに分けて、大ざっぱでもいいのですけれども、そのような形での分類をお願いしたい。そのトータルが98億であるということは、それはそれでここ整理できますので、わかりますので、そういう表現の仕方をお願いしたいということです。

道路課長 はい、了解しました。

事務局 ちょっと農業の方とまるっきり一緒にはできないかもしれませんが、少し近い形で増減がもう少しわかるような表をつけてもらうということで。

森杉部会長 という整理をお願いしたい。そんなに厳密で大変な作業を伴うようなことは必要ございませんので、概算でよろしゅうございますので、ぜひともお願いしたいと、このように思います。

道路課長 はい、わかりました。

森杉部会長 どうぞ。

沼倉委員 やはりこれだけ大きな事業が、どんぶりでも何十何億とあるわけではないと思いますので、やはり省庁の中で管理している部分の単位というのが多分あるのではないかと思いますので、その単位で結構だと思えます。分析されるのは。

山本委員 5ページの費用対効果の便益項目の交通事故減少便益がマイナス3億2,000万円と。これは、この道路をつくと事故が増えるということなのですか。

道路課長 新しく道路をつくるものですから、既存道路の交通量が新設道路に転換していきます。そういった中で、交通事故の発生を推定しているということです。

沼倉委員 この質問に追加なんですけれども、事業着手のときにはプラスの26億円だっ



たのものが、道路をつくるということはもともとわかっているはずなんですけれども、プラス26億円だったのが、今だとマイナス3億円になってしまうという、その変化は何でしょうというのがあるのですけれども。

道路課 費用対効果の関係につきましては、今お話にありましたとおり、当初は、交通事故減少便益が26億発生するという計画だったものが、再評価でマイナスが発生している。走行時間短縮便益や走行費用短縮便益についても当初は60億くらい出る予定だったものが、今回算定しますと2億しか出ないという結果になりました。道路事業の費用便益分析マニュアルが国土交通省から出ていますが、それが今の形に整ったのが平成15年度です。事業着手時は平成9年に評価をしております、その時点と今回では、算定方法もだいぶ違っているということがございます。それに今回計画交通量が大きく変わったということもございます。計画交通量の話をちょっとさせていただきます。この資料の11ページに交通量の変化を添付させていただきました。11ページの将来交通量の比較をご覧くださいます。1期のみを整備したときの将来交通量は、当初計画時点では1万数百台であったものが、今回は7,000台と算定されました。また、全線4車線だともっと違った数字が出てくるというような結果が今回出ております。これは、今回の算定に当たって、より現実的なネットワークを設定していることとか、将来交通量の伸び率が当初計画時点とは変っているので、交通量も大分変わってきているということでございます。

その他大きな要素としては、当時の分析手法と今回の分析手法の違いがございます。5ページに若干書きましたが、費用便益比の分析期間も当時は30年で今回は40年とか、原単位は、(「マイク使ってますか。今のところもう少し大きな声で言ってくれますか」の声あり)費用便益比の分析期間も、着手時は30年間で分析するようになっておりましたものが、今回は40年間ということで変わってございますし、原単位につきましては、例えば時間短縮の原単位とか費用短縮の原単位なんか大きく変わっています。ちょうど費用便益分析が今の形に変わっていく、数値も毎年大分変わっているような時期だったものですから、着手時と今回でうまく対比して見ていただくということができないということがございます。

なお、事故減少便益でこういうふうマイナスが出る理由は、新しい道路ができ、そこに交差点ができることで便益算定上は事故が増える結果になったということです。事故減少便益は、石巻バイパスを含めた石巻地域全体のネットワークで比較算定しております。ネットワーク全体の中では、事故が減っている路線と増えている路線とがありまして、それをネットワーク総トータルの交通事故の減少の部分と増加の部分とを相殺する結果で表した結果、ここの場合は事故の減少便益がマイナスで計算されたということでございます。

そういうわけで、新しい道路をつくる場合には、このような結果が出ることもあり得るということでございます。

森杉部会長 今の新しい道路をつくらなかった場合に、この交通量はどのようなルートを通るようになっているのですか。その主なルートの状況がわかると、今の原因がはっきりするのではないかと思うのですね。

道 路 課 12ページに今回整備している第1期区間を供用したときに、交通量がどう変化するかというのを書いてございます。ここに書かせていただきましたが、今この図面でいいますと、石巻バイパスの1期というのが という番号をふった赤点線の区間になります。今この赤点線の区間がなくて、石巻市街と女川方面を結ぶ大きい路線としては、茶色い国道398号の現道でありますとか、オレンジ色の石巻市道と書いてある路線でありますとか、あるいは黄色い道路というのがあります。将来の整備のありなしで交通量の比較をいたしますと、国道398号の現道などは余り変わらないですけれども、石巻市道のオレンジ色の路線の交通量が大幅減る、76%程度に減っていくということがわかります。これは、南境地区という、今新しい拠点になろうとしている地区から、この緑色の石巻河北線、北上川を渡るところでいうと開北橋という橋になりますが、それから石巻市道のここで番号をふりましたところでいうと、 番のあたりをずっと通って、45号にタッチして、蛇田地区の方へ通って行くというような、量的にも大きい石巻市の内々交通の流れが、今後は石巻バイパスの1期区間の方に転換されるということを示しています。4車線整備で、将来的にずっとつなげていった場合には、女川とのアクセス交通量が、市の中心部を通る、例えば内海橋でありますとか、そういったところを通るものが転換されていくという結果が出たのですけれども、1期だけの場合には、南境地区から開北橋市道経由の交通量が転換するということでございます。今回は、この結果を用いて便益を算定したということでございます。

森杉部会長 そうすると、今ので大体的な道路の状況はわかりましたけれども、交通事故が増えるというのはどういう原因で増えるのですか。ちょっとおっしゃったのは、信号が増えたということですか。(「交差点ですね」の声あり)交差点が増えた。

道 路 課 簡単に言うと、石巻バイパスの1期という道路ができたことで、起点である45号の交差点と、それから石巻河北線のところの交差点、それから真ん中にもう1本市道があるのですが、その交差点ということで、三つの新しい交差点が増えることになります。費用便益分析マニュアルの算定でいきますと、どうしてもそういうようなものが増えてくると、事故が増えるということになります。一方、交通量が減るので石巻市道の方の事故の割合は減るのですけれども、新しい交差点ができて、しかも7,000台ぐらいの交通量が見込まれるものですから、差し引きすると事故が増えるという結果に計算上なるということなんです。

森杉部会長 話しは大分わかってきました。さて、どう表現するかということですね。コメントがいろいろですね。

沼 倉 委 員 道路の全くないときには、多分交通事故起きませんので、そこに道路をつくったら交通事故が起こるというよくわかる話なので、そういう意味ではマニュアル上しようがないわけですね。ただ、マニュアル上マイナスと出たときに、これは対策を打つべきものなのか。それとも、これは数字上のものなのでそのまま、B/Cの計算書だけのもので、全体で言えば下がりますという表現を入れていた

だくかどうかだと思うのですね。ところがたまたまこういうつくり方をしたら、通常よりも事故の発生が非常に大きくなるが、実際に住民にとっては非常にマイナスだということであれば、例えば総合的な政策という観点からすれば、何らかの対策が必要ではないかとか、そういう話が出てくるのだと思うのですね。多分ここ、そうではないので、そうでないということを追加してもらえるとよいのではないかと思うんですけども。一番いいのは、全体とすれば減りますというようなものがあれば一番いいと。ただ、もしそれがなかなか計算するのが大変であれば、それは道路をつくる上でのマニュアル上のものでありますとか、そのぐらいいは入れていただけないかと。

森杉部会長　これは全体として増えているわけですね。事故は。市街地も含めて、全体として増えた結果になっているんですよ、計算はね。ネットワーク全体で増えた結果になっているんですよ、計算は。

沼倉委員　旧市街地を入れても増えているのですか？

森杉部会長　旧市街地入れて、増えるのですね。

道路課　石巻市の旧市街地も含めたネットワーク全体として、増えるという結果になります。

山本委員　市街地の方では10件減っても、こちらの道路では20件増えてしまうということなんでしょう。

沼倉委員　そうしたら、総合的な施策の観点から、県警本部と十分に連絡をとってくださという言い方しか言えないのではないかと。思って。

道路課長　道路の場合は、道路管理者と交通管理者がいますので、交差点処理を含めて、事故防止に関する交通管理者との連携の配慮は必要と考えています。

森杉部会長　トータルとして増えるのは、計算上は、結局交差点を新しく三つにつくったからでしょう。そこで一定程度の事故がふえて、減り方はそんなに減らないというわけですね。多分、旧市街地の方の事故の減り方はそんなに、それほど減らないというような格好になっているから、ネットとして一定程度ふえていると、こういうわけですね、話は。そうすると、先ほどの沼倉委員の意見に戻るのですけれども、やっぱりこれは本当ですかとこういう質問と、それからもしもこれが本当だとしたら、このまま施工してもいいんですかと、こういう質問が出てくるわけですよ。これに対してやはり答えましょうよ。基本的に。

沼倉委員　会計上の数字の見積もりもいろいろとやるんですけども、かなり現実に近い見積もりと、やはり計算上のトリックみたいなものがあるんですね。ここに出てきている数字はどちらなのかという話なんですね。つまり、身近なところを感じるもので事故が本当に増えそうだなという意味合いの数字の書き方ととらえて

いいのか、それとも数字のトリック的なものなのかということで、本当に交差点をつくったらマニュアル上は事故は増える、では、そういう現実的な問題は周りの住民が危惧している面があるのかどうかとか、そういうことでちょっとカバーしていただいた方がいいんじゃないかと思うんですね。ある意味数字のトリックみたいなところがあると思います。

道 路 課 交通事故の減少便益自体は、各々の道路の特性を反映して計算できるものではなく、全国一律のルールの中で計算しております。ですから、今回の便益計算の結果イコール石巻バイパスの1期を整備することで事故が増えるんだとか、現実にはそういうようなことでは決してなくて、ルールに従った便益計算の結果はこうなるということです。ですから、新しい道路ができることで、事故が増えることが危惧されるということではないというふうに考えております。

山 本 委 員 多分、市街地を通る自動車の通行量が減ったり、歩行者とかに対してはむしろバイパスができることで圧倒的に安全性が深まるわけですよ。市街地をぶっ飛ばす車が減ってきている。ですから歩行者とか、そこで生活している方々にとってはこれによって、交通事故の機会がむしろネットワーク全体では下がっていく。ただ、どうしてもバイパスで急いで走る車が通り抜けて、交差点がいっぱいあれば、それは自動車通行にかかわるところでは事故が増加する可能性は当然あるので、それに関しては先ほどもお話しあったように、警察とか交通管理者と連携をとって、そちらの事故が増加しないように連携とっていきたいと思うという一文がついていれば、多分それでいいんだと。あくまでも生活者にとっては、むしろ交通事故の危険性は下がるのだということを説明した上で、運転している人に気をつけてもらうような対策をとりますというような、バイパスという道路は絶対性格上そういうことになると思うので、それでいいんじゃないかと思います。

森杉部会長 それですかね。今のお話ですかね。一つのまとめ方ですね。ぜひともこれは一つのお願したい条件というのがありますよね。事故対策に万全の、そういう可能性があるという数字が出ているので、万全の対策を今後も遂行していただきたいと、こうですね。恐らくこれ片側1車線で、交通量結構多いですよ。7,000とか。もう2車線ぐらいあってもいいぐらいの感じのところ、交差点つくるから事故の確率が高いような係数になっているはずなのですね、あのマニュアルは。僕がつくったので覚えているんですけども。

道 路 課 長 算定上の問題というか、現実を書いて、そして、こういう数字が出たのでその辺の対応を書くように、そういうふうにさせていただきます。

森杉部会長 不要な不安を皆さんに与えないように配慮のほどをお願いいたします。はい、ほかにどうぞ。

遠 藤 委 員 一つお尋ねしたいと思います。1期工事を終えて2期工事に入るまでには何年くらい年数を要するのでしょうか。というのも、1期で終えてこのバイパスから石巻市内に入るときに、開北橋を通らざるを得ないと思うのですね、市内に入る

には。そうしたときには、現在でも開北橋というのは大分狭い橋だと思いますので、その辺の整備計画なども念頭にあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

もう一つ、このバイパスというのは大分女川地区の方々にとっては本当に重要な道路になるかと思います。早い完成を望みたいと思いますし、今度水産業の本拠、本丸として、これまで県庁庁舎の前にありました水産会館が移転しますよね。それが石巻トゥモロービジネスタウンとあって、9ページの地図にもあるんですけれども、たしかこの辺に年度内に移転する予定だったと思います。ですから、そういう観点からもこの辺大分再開発になるかと思いますが、あってしかりの必要な道路かなというような気がします。よろしくをお願いします。

道路課長 当初から女川町との連携強化についてはありましたが、石巻のバイパスも女川町からは、女川までという要望があったのですね。実は計画したとき私が携わっておりまして、そういう要望はございました。しかし、当時、石巻バイパス全線を整備すると400億かかるということもありまして、まずワンタッチということにいたしました。女川町さんとは、原子力発電所の関連もあるし、水産業の振興もありますので、女川町内の398号の整備も勘案して、一応折り合いがついております。

1期工事につきましては22年度に終わりますので、23年度に2期工事に着工して33年度までで終わる予定でございます。そういうプログラムでやりますと、女川町内の398号や原発関連の女川牡鹿線の改良とも時間的に合うのかなと思っております。原発関連の避難路としての役割、そして水産業振興の役割を果たすと。3期区間は、これ実は現道を稲井沢田線という県道がありまして、そのルートでございますので、一旦そこにタッチすれば効用が果たせると考えております。そんなことで2期まで、30年代の初めまでに終わるように全力でやっていきたいと思っております。

遠藤委員 開北橋の改良工事というのは。

道路課長 橋自体の改築は予定ないのですが、耐震化でやったと思うのです。橋梁の前後につきましても、この石巻バイパスの改良の関連で、屈曲部をスムーズにショートカットするように施工中であり、石巻河北線も含めてスムーズな道路を目指して整備しているところです。

遠藤委員 周辺の道路が立派だと、橋が大分貧弱に見えますよね。

道路課長 歩道もつけて、広げたんですけどね。

森杉部会長 その橋は、いつごろつくった橋なんですか。もう30年とか40年前。

道路課長 昭和50年代の前半。30年前にはもうありまして、宮城沖地震のときも大丈夫だったんですね。内海橋は宮城県沖地震のときは、少し沓がずれまして、直しましたけれども。日和大橋と牧山有料道路が無料化したので、こちらにも大分転換するようになって、効果は出てきたと思います。

遠藤委員 雄勝町とか河北町、そちらの方から例えば朝夕の勤めとかでは、大分石巻市内に入ってきますよね。ですからそういう意味合いで、その開北橋の狭さというのがちょっと気になるなという思いがしています。

道路課長 今は河北とか桃生とかの方は、三陸道が無料になったものですから、皆さん三陸道を利用しているようです。

森杉部会長 今回のこの橋が渋滞しているということですか。

遠藤委員 結構これは混雑しています。

道路課長 多分、河北インターに乗って来た方が早いのではないかと思います。

森杉部会長 そういうところ時々ありますよね。いろいろなところで橋がネックになって、いつまでたっても渋滞しているというのがね。

沼倉委員 でも2期工事が早く進めば、それも解消するのかなと。

遠藤委員 これができたら、大分使われるバイパスだと思うんですね。（「そうですね」の声あり）

道路課長 将来ずっと伸びていって、この紫の点線の方にいくように構想されていたのですが。11ページに表示してあります。（「紫の点々はどこまで」の声あり）これは古川、涌谷までで、国道108号になります。石巻新庄道路という地域高規格道路があるんですが、まだ候補路線なので。

森杉部会長 開北橋の渋滞があるらしいですので、ぜひとも何らかの対応策が必要であるかどうかの検討をお願いしたいと思いますが。

道路課長 橋はそのままですが、交差点の改良は行います。

森杉部会長 交差点の改良によって渋滞は解消される予定であると。そういう対策を考えておられると、こういうことですか。

道路課長 はい。

森杉部会長 ということなんですが、いかがですか。すごく重要な発言ですので、ぜひともこういうときに。

道路課長 将来は本吉方面からは、三陸道を使うようになると思います。

森杉部会長 はい、ほかにどうぞ。よろしゅうございますか。

では、この件は条件つきで継続をお願いします。条件というのは、意見でありまして、交通事故対策を十分検討のほどをお願いしながら、事業の継続をお願いしますと、こんなふうな形で、よろしく願い申し上げます。

それでは、この件終わります。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

(休憩)

森杉部会長 再開いたします。

事業 3の仙台港背後地土地区画整理事業について審議します。説明をお願いいたします。

都市計画課長 都市計画課長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは再評価の調書に基づきまして、仙台港背後地土地区画整理事業の評価内容についてご説明をいたします。

お手元の資料1ページでございます。

事業目的ですがこの地域、仙台都心から東側に約10キロ伸びておりまして、特定重要港湾の仙台塩釜港に隣接しております。かねてより東北地方の国際貿易交流拠点として、また仙台都市圏の物流拠点、工業生産拠点としての機能を持つべき地区として期待がございまして、その整備が望まれておりました。その背景を受けまして、平成2年度から仙台国際貿易港のバックヤードといたしまして、物流機能強化及び仙台市の都市基盤強化を行うため、事業主体は宮城県でございますが、これは職員も事業費の2分の1ずつ仙台市と共同で出資するというところで、仙台市との共同事業によりまして土地区画整理事業を進めてきてまいったわけでございます。

実は、この事業平成14年度に再評価をいただいております。事業継続というご決定をいただいておりますけれども、残念ながらなかなか我々予定しておりましたとおり事業が進んでおりませんで、今回再々評価をお願いするということになっております。

事業の内容でございますが、表に書いてございますが、10ページ、11ページござらんいただければと思います。

位置図と事業概要図が書いてございますが、右側に仙台港がちょうど青いポイントで書いてございますが、その西側でございます。258ヘクタールを土地区画整理事業で整備をしようというもので、ここは従前水田等の耕地もしくはちょっと雑然としておりました工場等の存在する地域だったということで、ピンクの部分がセンター地区といわれるところで、商業機能を配置するところ。それから、青色の部分で書いてございますところが、物流機能等を配置するというところのゾーンとして位置づけまして、ちょっと見にくいんですが左上の方に緑色でちょっと台形に書いてございます。ここが住居の方々が集中して、集約してお住まいいただけるようにということ、で住宅ゾーンということで整備をさせていただいて、平成2年度から整備を進めてきたものでございます。

もう一度、1ページにお戻りいただければと思いますが、再評価時におきまして258.5ヘクタールという施工面積で説明をさせていただいております。

今回面積についての変更はございません。その後いろいろと細かいところでの事業内容の変更がございまして、ちょっと見にくいんですが、2番目の段と3番目の段で若干その面積がずれているところがございますけれども、それぞれ施工地区の中で、住宅地区であったり流通業務地区であったりということでの、面積のやりとりをしながら現在に至っているということでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

事業費、それからそれを中心とした事業の概要でございますが、ご承知のとおりというか、ごらんのとおり、事業着手時に371億円が今回の再々評価時で625.8億円ということで、ほぼ倍というわけではございませんが事業費が増加しております。再評価時につきましては、平成8年度時点で単価の修正を行った結果、どうしてもあの当時、毎年毎年いろんな物価が高騰していったということもあって、ある程度事業費の見直しを行った結果、相当、事業費増につながったということで、当時592.6億円ということで、再評価いただいております。今回、30億円ほどふえておるんですが、その内訳が真ん中の下の方に書いてございまして、残存物件ですね。補償物件の必要額を算出したと書いてありますけれども、これは実は補償物件の内容で申し上げますと、後でも申し上げますが、大規模な補償物件がこの時期になって大分残ってまいりまして、その関係で建物調査等を実施いたしますと、どうしても増加する要因というものが、まあ減少するものもあるんですが、そういった部分から12億円ほどどうしても事業費として増やさざるを得なかった。それから、沼向というところに文化財、遺跡がございまして、その調査をしてきてまいったわけですが、実はその文化財というのは、どこまで範囲があるかというのは最初わからないんですが、調査を進めるにしたがって面積が増えてまいりまして、残念ながらその分の調査費が16億円ほどかかるということ。

それから、ここはもともと土がございませんので、盛土については購入土ということになるんですが、本当はほかの事業から転用する予定だったんですが、ちょっとそのめどが立たないということで、5億円ほど増えておりまして、トータルで33億2,000万ほどの増加ということで、再評価時から見ますと33億円ちょっとの増加になっております。その内訳は2ページの表のとおりでございます。

3ページに入りまして、事業の概要でございますが、再評価時におきましては完成予定年度を18年度ということで説明をさせていただいていたところです。今回、再々評価時には23年度ということで、さらに5年を延伸しておりますが、これにつきましては後ほどご説明をしたいと思います。補償物件等の関係でなかなか難航している物件が、この時期に集中してまいります。そうしますと予定しておりました年限で妥結できないというようなことが多々ございまして、特に最近そういう件数がふえておる関係で、どうしても事業を延ばさざるを得ないということが一つの要因としてございます。

進捗率につきましては、現在579億円を事業費として投入しておりますので、あくまでも事業費ベースでございますが、進捗率93%ということになります。個別に申し上げますと、真ん中ぐらいい書いてございまして、宅地造成で81%、道路で80%、建物の移転契約数で309戸のうち303戸、98%というふうになっておりますが、これは移転契約のみでございまして、それ以外の補償物件



についてはまだ約20件ほど残っているというのが実態です。今後は建物移転を平成20年度、宅地造成を21年度、道路を平成22年度に完了する予定でございまして、平成23年度の事業完了に向けて、土地区画整理事業の大きな目的でございます。保留地の処分に向けて、鋭意努力してまいりたいということです。

それから施設関係ですが、道路、区画道路、それから公園、これはいずれも仙台市に帰属するというので引き継ぐ予定でございます。

4ページ、お聞きいただければと思います。

事業の必要性、事業の有効性でございますが、事業の必要性につきましては、冒頭目的で申し上げましたが、最近の傾向で申し上げますと、仙台国際貿易港の取り扱い貨物量の増加ということで、コンテナの取り扱い量が毎年10%を超えるぐらいの動きになっております。そういった意味では本地区での物流機能を向上する目的としたそういう都市需要も非常に高まってきているということです。それから昨年7月ですが、国が仙台港インターチェンジを整備するというので決定いたしました。これは都市計画決定されてから20年間着手されておらなかったんですが、都市区画整理事業も進捗したということで、まだ着手されていなかった唯一のインターチェンジであります。仙台港インターチェンジ。これ東部道路のインターチェンジですが、着手になりました。

それからこれも、昨年度というかことしの3月でございますが、センター地区というところに三井不動産グループがアウトレットモールとホームセンターを建設するというので、公募の結果決定しております。これが間もなく着工になります。これができ上がりますとさらに仙台港背後地としての、市街地としての魅力がまたアップするだろうと。これにつきましては、13ページと14ページにその内容を示しておりますので、後ほどごらんになっていただければ。

最近の傾向で申し上げますと、いろいろと土地を購入される方の相談件数がふえております。これがウナギ登りにふえていますので、最近の土地需要の好転というんですかね。そういったものが多少なりとも反映しているだろうと。大規模な要求が大きくなっています。1,000坪を超えるような土地を活用したいということがございますので、この区画整理事業はいろいろと保留地を集めても大体一番大きくて300坪ぐらいが限界なんです。換地でもそうなんです。そういう1,000坪以上要求される方々の要望に答えるために、組み合わせで販売できるような形です。ということで、地権者と共同でそういう販売に当たっております。

事業の有効性につきましては、改めて申すまでもないのですが、公共公益施設が整備されることによりまして市街地が整備されますので、冒頭申し上げた水田、あとは雑然とした工場地帯からは大分環境が変わるという意味での利便性、快適性が向上するだろう。既にインフラ、ライフラインが80から90%整備されています。あと、宅地の利用価値の向上ということで市街地率、18年度末に47%なんです。こういったことから、いろいろと整備された街並みが建設されているという期待感が、これからだんだん高まるだろう。先ほど申し上げました市街化の誘導については、16ヘクタールのセンター地区に三井不動産グループが進出するという。それ以外にも、実は11ページに写真で示しておりますが、幾つか大規模な小売店舗等々が既に進出してございまして、最近の傾向なんですけれどもそういったものは加速的に増えてきているというのが現状です。もちろん

想定される事業効果といたしまして、今申し上げたとおり交流拠点の形成なり、市街地が整備されてでき上がることによる環境の整備という意味では、この事業のもつ役割というのは非常に重要だなというふうに考えております。

5 ページにまいりまして、事業の効率性ということですが、関連事業につきましては、先ほど申し上げました仙台港インターチェンジ。それから、仙台国際貿易港につきましては、コンテナが非常に伸びている。平成19年度には4基目のスーパーガントリークレーンというものがある。特大のガントリークレーンを導入することにしております。それから中央公園ということでは存在しております15ヘクタールほどの公園がございまして、これも20年度から仙台市が着手するという予定でございます。

事業の中止、縮小、休止という部分ですが、いずれもここに理由が書いてございますが、土地区画整備事業、通常の事業と異なりまして、事業が完了しませんと権利関係が移転しないという特殊な性格を持っておりますので、これ中止もしくは休止、縮小いずれの場合においてもこの場合、なかなかこの事業にそぐわないという考えであります。特に中止につきましては、社会的な影響が非常に強いだろう。縮小については258ヘクタール、既にすべてにおいて事業着手しておりますので、事業の縮小は難しいと。事業休止については、休止期間というものを設定した場合の地権者の理解という意味で、いずれも困難であるということが我々の結論でございます。

それから6ページに入りまして、事業の効率性の、これは費用対効果の部分ですが、これは事業が延びております関係で、基準年の見直し等をした関係でB/Cが落ちております。

それから(4)に書いてございますが、土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル(案)ということでは、事業なしの場合の地代を地代イコール時価(事業)です、掛ける宅地面積事業なしということにしておりまして、前回の再評価時にもこの方法で便益を算出しておりました。今回、森杉部会長にもいろいろご指導いただきながら、地代、事業なしにつきましては、地価事業なし掛ける宅地面積事業有りということでは算出させていただいております。これは、いろいろと理由がございまして、費用の方に用地費等を計上している関係で、こちらの部分を事業なしの宅地面積で計算いたしますとダブル計上というか、費用の方にダブル計上になるということもありまして、それを回避するために宅地面積そのものは、換地後の、公共減歩後の宅地面積というふうにさせていただいて計算をさせていただきます。1.06でございます。

環境への影響につきましては、昭和62年から平成2年にかけては、環境影響評価を実施しております。ここは水田とかそういう若干の土地利用が進んでいたところなんです、固有種、希少種などの貴重動植物が確認されなかったということと、あと宅地が整備されることによりまして、逆に樹林地、緑地、いろんなものが整備されてきます。公園も整備されますので、マイナスの効果もあるかと思いますが、よりそれにプラスの効果を大きく発揮できるのではなからうかというふうに考えております。

7ページに入りますが、前回評価部会の方からのご意見をいただいて、我々どう対応していくかということですが、前回は、今後の当該事業の実施に関しては、社会情勢の変化に対応した事業の推進に努めること。特に保留地の売却について

は最大限に努力することというご意見をいただいております。それに対しまして私どもの対応方針は、今後の土地区画整理事業の実施に当たっては、社会情勢の変化に対応したまちづくりを推進するとともに、民間企業の誘致を図るなど保留地の売却について最大限努力するというので、それを受けて現在の対応状況を以下、示しております。

まず、換地と保留地の共同利活用。先ほど申し上げましたような合わせわざというんですかね。換地とか保留地だけで売るのはなくて、地権者の方にご協力いただきながら、保留地と換地を組み合わせるべく大区画にして販売をするということを進めております。それから、用途制限の緩和ということで、用途地域は定められているんですけども、その中でもある程度、地区計画というようなものを定めまして、自由に、ある程度自由度を高めて土地利用が進むように工夫をしている。それから保留地を処分するんですが、余りハードルを高くしますとなかなか売れないということもありますので、多少随意契約とか連帯保証人に対するの緩和措置とか、そういったものを盛り込みながら、なるべく売りやすい、買いやすいよう工夫をしていこうということをしています。それから背後地の土地区画整理事務所というのが、現地にございます。その事務所を窓口といたしまして、いろいろと相談を随時受け付けるということで、先ほど申し上げましたようにそういう相談件数もウナギ登りと先ほど言いました、というのが実態です。

それから8ページに書いてございますが、保留地を売る際に仲介していただいた方がいて、それが成約になりましたらその方に褒賞を差し上げるという制度を設けております。最近の傾向なんですけど、16、17はゼロだったんですが、18年度に至りまして2件、本年度も数件動いております。それから、保留地の形状・位置の変更による保留地の魅力の向上。どうしても換地と保留地といいますと、地権者の皆さんの権利を保全するという意味では、換地というんですかね、皆さん地権者がお持ちの土地に、有利に配分する場合がありますが、そうなったとしても保留地を少し集約して、なるべく売りやすいようにしていこうというようなことで工夫しながら、地権者といろいろと相談をさせていただいております。

それから先ほど申し上げましたセンター地区でございまして、今年度中にはアウトレットモールの工事に着手をするのではなかろうかと。それから、仙台港ICにつきましては、平成19年からいろいろと事業が開始されておりました、用地を我々は売却する方に回っておりまして、国が用地買収をすると。これは当たり前ですけども、PR活動についてもいろいろと努力をさせていただいております、18年現在で保留地につきましては36億7,000万円ほど売りましたが、まだまだこれから、あと100億円以上売らなければならないんですが、これは当然、土地の造成が順次進んできたということもありますので、93%まで現在事業費ベースで進んでおりまして、これから保留地を積極的に売りにいきたいと。もしくは景気の動向も見ながら、いろいろと工夫をしながら売却していきたいというふうに思っております。

そういった結果といたしまして、私どもの対応方針といたしましては、事業継続でお願いしたいということでございます。

以降、資料添付しておりますがごらんいただきたいと思います。以上でございます。

森杉部会長     ありがとうございました。それでは、ご審議のほどお願いいたします。

沼倉委員     事業目的、これは東北地方の国際貿易交流拠点というのが事業目的だと思うのですが、このまちづくりの中にあるアウトレットモールですね、こちらはこの事業目的とはどういう観点で導入されているのかというのをご説明をお願いします。

都市計画課長     もともとアウトレットモールになりましたのは結果論ということなのですが、昨年10月から1月までの間に公募ということを行いました。16.3ヘクタールほど県と仙台市が持っている土地がありまして、ここを20年間事業用借地権ということで、借地をした形でお貸ししますのでご提案をくださいという我々からの募集をした。その際にどういったことを申し上げたかということ、ここは港なんですけれども、物はあるんですが人がなかなか集わないということがございますので、にぎわいを創出するということをまず第一義的に、事業提案に当たって工夫をしていただきたいということ、いずれここは港がすぐ背後にございますので、港の各施設との連携も図っていただきたいというような、こちらからの要望をしています。さらに、ここも津波なんかがありますと被害を受けやすいのですが、ある程度物資の供給であったり、あと広域避難所という機能を持ったりする形もこの提案の中に盛り込んでいただいて、いろいろとご提案いただきたいということで募集をした結果、この三井不動産グループのほかにあと3社、3グループ提案がございまして、残念ながら日本の今の経済環境を見ますと、時間消費型の提案はなかなか難しいんですね。要はアミューズメント機能ですか。ディズニーランドとかいろいろございますけれども、そういった時間を消費していただくようなにぎわいの創出の部分の提案というのはなかなか難しく、どちらかというと金銭消費型になってしまったということです。四つの提案とも、形はちょっと違うんですけれども似たような形に。要は、ここに人が集えるにぎわいの創出の拠点をつくらうということで、これは実は今始まった話ではなくて、この事業を進めたときからそういうふうになっていたものですから、その範疇の中で最終的にアウトレットモールが決まったということです。

森杉部会長     ほかにどうぞ。

加藤委員     今の三井不動産グループのアウトレットモール地区面積はどれくらいなんですか。保留地との関係で、保留地の面積のうちどれくらいですか、これは。

都市計画課長     この場所は保留地ではございませんで、県と仙台市、それから宮城県にある企業局がございまして、その三者が従前この区画整理地内に持っていた土地を集約いたしまして、そこに集めたのが16.3ヘクタールのセンター地区。ですからこれは、我々は区画整理で申しますと地権者ということで、これは保留地は売らないとだめなんです、換地とかそういう自分の土地は貸してもいいわけなんです。そういう関係で、地権者として貸すという決定をいたしまして、それでちょうどセンター地区のこのピンク色のところの右半分ですかね。東半分のところをお貸しするということにしたんです。

加藤委員 前回の再評価のときに一番問題になったのが、この保留地の処分です。前はほとんど進んでいなくて。今現在18年度までですと、約5万2,000㎡ぐらい売れているわけですね。そうしますと、あと21万ちょっと、これは今後処理しなくてはならないということによろしいのでしょうか。

都市計画課長 説明の途中でも申し上げましたけれども、土地区画整理事業はちょっとこれ面積が広いので、なかなか進んでこなかったという部分もあるんですが、やはり道路とそれからライフラインと言われます上下水道と、あと電力ですね。そういったものがある程度整備されませんと、保留地もなかなか売却できないということがございまして、実は事業の進捗上、今になりまして、ここの時期になってきてそういったインフラ関係が整備されてきたということもございまして。これから言わば正念場というか、我々は本格的に保留地を売却していくということになると思います。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

山本委員 僕は前回のときは委員ではなかったので、前回の資料を読ませていただいたんですが、仙台市と一緒にやっていることですし、国の事業で中止とか何とかということはないということで、一番心配なのは前回でも1.19だったものが、現在のB/C1.06になっていて、今お話もあった保留地の売却とか、予定どおりにいってそういう数字なので、これは今さら云々ではないんですが、やはりこういう事業そのもののあり様については、これをもうやめるやめないという議論ではないと思うんですが、どんなふうに議論をされているんでしょうか。

都市計画課長 ちょっと今のご質問にストレートにお答えした形になるかどうかわかりませんが、これは森杉先生にいろいろご指導をいただいているんですが、先ほどの国道の方でマニュアルの問題がございましたが、この土地区画整理事業のマニュアルを照らし合わせますと、基本的にそのかかったお金、単純にその事業をやって、得られるベネフィットということとコストの比較になりますが、多分皆さんご承知だと思いますが、住環境が改善されるとか上下水道が整備されることによって、さまざまな生活環境が改善されるとか、また、もしくは区画道路が整備されることによって交通の分散が起こって交通環境が改善されるということについては、このマニュアルの中に数値的に反映されないような状態になります。これは宿命的なものもあると思います。なかなかそういう面的なものを一括してやるといったときに、なかなか答えが出にくいということがある。そういった意味で、確かに私どもそのB/Cというものを非常に重要視しながら実施していることは確かなんですが、それ以外の部分で社会貢献というものをよくよく評価をしながら進めていきたいというのが今の状況です。

山本委員 もちろん公共的なことで、必ずしもコストベネフィット分析に反映されないものがあったりもやるべきことがあると、僕もそう思いますので、それはそれで結構だと思うんですが、もう一つは前の参考を読ませていただいている限りでは、結

構古くからの計画だとお聞きしていて、これは私は専門ではないのでむしろ教えていただきたいんですが、まちづくりの考え方そのものが最近大分変わってきていますね。昔のように用途別に分けて大規模にというよりは、コンパクトに人が暮らす地域をというふうな話を聞いているので、私だけが宮城県民ではないので、仙台の状況というののもう一つよくわからないんですが、仙台のこの周辺のまちづくりというのは、ここで想定されていたような大規模な区画整理をして、用途地域を指定してというようなことで、今後も進んでいくものなんでしょうかね。

都市計画課長 これは、ご承知のとおり平成17年、一昨年の国勢調査で国全体の人口が減りましたし、これは宮城県も人口が減少が局面に入ります。最近言われていますコンパクトシティということで、コンパクトに街をおさめていこうと、効率よく運営しようという言葉がございますので、これは仙台都市圏に限らず、宮城県内のあらゆる都市においてはそういったところを指向しなければならない。実はこの区画整理事業、私自身が考えても258ヘクタールという規模はちょっとべらぼうな、無謀なんです、古くさかのぼりますと昭和三十七、八年ごろの新産都市指定のところまで戻ってしましまして、その仙台港を造成するときに、その地権者の方に6割は買収をさせていただいて、4割を土地で残させていただいた。その残ったところが仙台港背後地に今土地区画整理事業をしているところなんです。ですから古い話を申し上げますと、既にその当時からここはそういった形で、何らかの形でその面的整備をすると、しかも規模的には200ヘクタールを超えるぐらいというのが既定の路線になっていたわけです。それを我々今引き継いでやっているわけでありまして。今後多分、こういう開発はそうそうは起きないだろうというふうに思っています。

山本委員 はい、わかりました。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

先ほどから2回、3回と話題になっていますのは、この費用の変更の内訳なんですけれども、何か、要するに追加の事業があったので費用が増加しましたという項目と、物価の減少とか落札率なんかで小さくなって、それで費用が安くなったという二つの要因に分けて記述をお願いできないかということ、すべての事業についてお願いしています。可能ですか。お願いできますか。

都市計画課長 非常に難しいところであると思います。ただ、これ間違いなく1対1には対応しないところがあると思うんですが、その要因を整理した中で、そういった形で全体が作り上げられていったということについて模索することは可能です。

森杉部会長 再評価から再々評価のこのプロセスだけでいいですよ、この中身は。その前は結構ですから。そういう落札というものが無いでしょうから。事業費の増加というのは評価を1回やっているから。今回も事業費の増加というのがちょっとあるみたいですが、それでも。

都市計画課長 これはもう実は、先ほど調書でも申し上げましたが、文化財、これは仙台市の教育委員会の方に委託して・・・

森杉部会長 これは落札率は関係ないものね。

都市計画課長 これは請求額に合わせて我々お支払いしているんです。もう一つはご承知のとおり建物を補償する際に、こういった補償の体系になるかということ、最初外見しわからないものですから概算ではじき出すんですね、我々ね。

森杉部会長 それは結構です。そのままです。だからそれと別に道路事業をやっていましたよね。街路事業。これの落札率だけが問題ではないかと僕は思ったんですけれども。関係ないですか。

都市計画課長 関係ないですね。これは落札率、確かに最近の傾向でいうと70から80%というところがありますが、その減少分を今申し上げようとした建物の補償で、外観で見たものと・・・

森杉部会長 いや、それを別々にしてくださいと。そこを分けてください。その項目を。大ざっぱでいいですから。何としてもそれをお願いしたい。

沼倉委員 1ページの下のところ、工事の種類ごとの事業費の内訳、再評価時と再々評価時の比較がありまして、変更要因というのが記載されているんですね。逆にここにある程度の数字が入ってくればわかるんじゃないかと思うんですが。この程度でいいんじゃないですか。その中には例えば取る、削るなんです、単価の見直しによる減とか、これは落札によるものと思われるものも入っておりますので、私だったらこれに数字が入ったぐらいなレベルで理解できるんじゃないかと思えます。森杉先生はもうちょっと細かい・・・

森杉部会長 いや、僕もそんなもので結構です。

都市計画課長 内訳的にはここに示しているとおりなんです。実は今お話しした落札率とかそういうものは全部内包されているものですから、特に工事の見積もりについては、そこはどこまで明確に金額的に分離できるかなということについては、1対1の対応というご要望については、なかなかお答えはにくいかなというのが正直なところなんです。内訳的には、ここに示したとおりなんですけれどもね。ただ、単価の上昇とか落札率は毎年、毎工事ごとに全部違いますから、それを積み上げなければならぬと、ものすごい工事の量を発注していますので。

森杉部会長 要らないですよ、その積み上げは。たいした事業の発注やっていないでしょう。

山本委員 先ほどお話がありましたが、当初出しているときに、担当課でも積み上げするために区分けしてあると思うんですね。これはこれ、これは幾らぐらいと。それ自体を対応させて、こちらはこれに見積もったのがちょっとこちら減っただけ

れども、こちらが結局ふえてしまったのでトータル一緒ですというのが、ぱっと見てわかるぐらいになると、この分は減ったけれどもこちらがふえてしまったのか。ふえた理由は、合理的であればなるほどということになるので、その程度でいいと思うんですね。

都市計画課長 実は、それを意識して書かせていただいたものが、2ページの下の方なんです。

山本委員 これをもうちょっと詳しく。

都市計画課長 道路単体ですとちょっとわかりません。河川単体ですとわかりません。この場合、先ほど申し上げましたように上水道、下水道、それからあと電力関係のものがあって、公園があって、街路がありますので、この発注件数だけで何百という件数を積み上げなければならなくなるおそれがあるんですよ。ちょっとそれを事務所なり出先に、私どもが指示するのは厳しいかなというのがあるんですよ。

加藤委員 個別の分類ができないのだったら、総額だけでも、落札率で下がったのがどれくらいで、全体事業費でどれくらい。工事費分が増加して、トータルでこの状態だというものはどうか。

都市計画課長 例えばここで申し上げている1番目の道路、公園、緑地等の9億6,000万円が減りましたという話がありますが、道路、公園、緑地と、これそれぞれ発注しているので何とも言えないんですが、この9億6,000万円のうち大体、本当に物で減ったのと、あと落札率で減ったのがどれの内訳かというのを、極めてアバウトですけども、出して出せないことはない。ただ、その信頼性は極めて低い、数値そのものは。ちょっと自己満足的な話になってしまうかもしれませんが。

沼倉委員 多分、今の平板ブロックからアスファルトへ変更するという話があったときに、やはりこれでどれくらい事業費を変更するのかというのを概算でつかまえるのではないかなと思うんですね。

都市計画課長 これつかみますよ。ただ、ここに書いていますのは主な要因なので、それぐらいの要因で、

沼倉委員 そうですね。ですから、それが例えばここでは9.6億減っているけれども、その変更によるものでは、例えば12億効果がありましたとすると、では残り3億は増えているんですね、という話になりますよね。ですから、今ここにあるものにその概数を書きいただければ、逆にそれ以外のものでもちょこちょこあるなというのはわかるのではないかなと。

都市計画課長 主なものですか。逆に言えば、それは、主なものを記載することは、多分それほど能力を使わないかなと。ただ、それ以外の要因は、では細かく見たときに何



かという、なかなか厳しいかと。どこまでも追及し切れないというのがあると思います。

沼倉委員　そこまで必要かどうかというのは、とりあえずここにあるものをもとに数字を埋めていただいて、そうすると本当はここで例えば9億マイナスなんですけれども、実は効果で20億ありましたとなったら、では10億は、という話になるかもしれませんがけれども、ある意味一般の県民がわかる、こんな概数かなというレベルでいいと思います。せいぜいそのくらいの話ですね。

都市計画課長　わかりました。では、この変更要因もこれだけかどうかということもありますし、一応これらをベースに拾ってみまして、さらに右側になるか、別表になるかわかりませんが、算出してみます。

森杉部会長　お願いします。基本的には、新たな工事の必要性が発生したことと、それから物価等の減少による、大きく二つに分けての要因で結構なんです。それ以外のことはもうその他というところに入れていただいても結構ですし、無視していただいても結構です。

都市計画課長　物価の方はあまり自信はないですが、ばらばらなもので、下水道とかいろんな。

森杉部会長　これはもう大ざっぱに。

事務局　先ほども申しましたけれども、農業の関係の事業と土木関係の事業と違いました、農業関係の事業はごらんになっていただいたように、工種ごとに1年ごとに精算をかけているのではないかと思うのです。そのため今年の予算に対して、執行差金がいくらであったというものを積み上げてきた成果があるので、書けるのではないかと思うのです。土木関係ですと、なかなか、そこまで整理していないと思いますし、発注の工種とか件数もべらぼうに違うと思いますので、なかなかそういった形での足し上げというものをしていないんだと思うんです。なので、なかなかちょっと難しいのかなという気がします。変更の要因のところには、このマイナスのところには物価変動というか、執行差金の分も含まれていますよ、ぐらいの書き方はできると思うんですけれども、この費用9億6,000万円のうちの執行差金分は幾らかと言われると、非常に設計書を何冊も積み上げないと出せないと思うんです。出来なくはないかもしれないけれども、非常に難しい面倒な作業だと思うんですけれども。

加藤委員　今おっしゃるように、全部今すぐそれを整理して出すというのはそれは大変なことだと思うんですが、やはり事業費、これだけ執行をやる上でそういうものはどこかできちっとした精査というのは押さえていなくてはいけないことじゃないですかね。そういう感じがしますけれども。

都市計画課長　実は、先ほども国道の方で議論になったと思うんですが、物価の上昇と、あと落札率の変動と、あと何でしょうかね。例えば用地補償をする場合の用地補償の

変更というのが各年度、例えばそのまとまった事業費があれば、その中の内訳で動いているものですから、落札率が下がるから全部事業が進むかというところでもなくて、それが実は用地費に回り込んでしまったり、物価変動の中で単価に転化されてしまったりという要因がありますので、実はそれ毎年毎年事業は進んできているんですが、精緻にそれを求めようとしますと、すべて過去にさかのぼって分析をしなければならぬということになってしまいます。これは多分先ほど事務局が言ったとおり、ちょっと圃場整備関係とは違った体系で土木関係の事業は進んでいるという。そんな違いなのではないかなと思うんですね。

山本委員 前回もそういう話になったんですけれども、結局1年間に使える総額があって、それで進められる範囲で工事に使う場合もあれば、用地買収に使ったりとかということで進んでいると思うので、それはもう事業の性格上しょうがないと思うんですね。決まったものだけに使えとも言えないので、ただ、逆に振り分けていくときに大枠、細かいことでなくていいので、本来はもともとで用地買収幾ら、工事費幾らというぐらいの大枠で分けてあったと思うので、その中に本当は、例えば10億を5対3対2で分けたのが4対4対2になったとかというふうに積んでいくと、本来例えば63億、60億なら60億あった。5対4対1となっていたのがここまで進んできたところでは、実は4対4対2で使われていて、それはどうしてもこちら側に多くかかってしまったので、こちらが減った分だけ多く済ませて、全体の進捗率は8割の中でここまで来てしまったんですというふうに見せてもらえると、こちらは減少させる努力を一生懸命したんだけど、こちらがふえてしまった分で今まで予定した額では8割の進行ぐあいまでなのかというのが見えるわけですね。やはりそれが一番一般の県民の方にとっては、ではどこで幾ら何に使ったのかというのが見えて、それがしょうがないことだなということが伝わればいいんだと思うんですね。結局、安く上げろとか細かいことを言うということではなくて、合理的にきちんと予算が使われているということが見える目安になっていけばいいんだと思うんです。この分が安くなったんだけど総額同じだけ使ってしまったのは、こちらにどうしても使うからだったというのが見えさえすれば、それで事業そのものへの不信感というよりは、やはりどうしても中身が見えないことに対しての不信感が募ってしまうのが一番よくないと思うので、それさえ見えればいいんだと思うんですが。

都市計画課長 例えば、今のお話のとおり過年度の、当初予定していたものの内訳、割合ですね、比率と過年度投入して残りの分を比較したとき、残りはちょっとどこまで責任を持てるかというのはわかりませんが、ある程度積み上げが可能だとするならば、その比率の変化については大ざっぱな意味で工事と、あと用地補償費と、何でしょうね、あとそれ以外の調査関係とかいろいろありますが、そういった大きな三つぐらいのカテゴリーの中では、整理はしていけるのではなかろうかと思えます。ただ、そこをさらに細分化ということになると難しいですし、あと落札率との関係はもうその中に内包されていますから、要は今のお話のように工事に最初は重きを置いていたんだけど、建物調査とかいろんな用地補償をしたら、補償費の方が大分上向いていましたと。多くなりましたという傾向は、何らかの形でお示しはできるのではないかなとは思っています。

山本委員 逆に言うと、そういうことがいろんな工事で積み重なっていくと、最初の見積もりの段階で、そもそもやはりこちらの方をもっとふやしておかなくてはいけないんだとか、こちらの方はもう少し少なく見てもよかったかなというのが、引き継がれていくうちにだんだん当初見積もりと最終的な工事結果の金額の差がだんだん収れんしていけばいいかと思うので、その辺は見えるようにしていく作業が大事だなと。

都市計画課長 わかりました。今のお話し十分わかりました。ちょっとトライしてみます。それからあと、多少これ言いわけなんですけど、先ほどからちょっと言いかけたんですが、どうしても事業を始めようとするときに、地権者の方の同意が得られない段階で、建物の中見れませんので、概算ではじき出しますね。そうすると建物の中の動産とかいろんな関係が出てくると、大概高目に出てしまう。そういう話もあります。要は最初からでは事業費を高目に設定しておいたらということもありますので、その辺も反省があるんですが、どうしてもそういった傾向があるということがあります。

あと調査ですね、どうしても土木工事というのは自然を相手にしますんで、岩盤の問題とかあと軟弱地盤の問題で、次のところでも説明するんですけど、調査をしているんですけども、より詳細に始めるとちょっと答えが変わってくるというようなこともあって、いろいろとその辺の変化もありますので、そこはちょっとご容赦いただいた上でということをお願いいたします。

森杉部会長 もう一度言います。概算で結構です。乱暴なもので結構ですから工種に伴うものとか、調査とかそういう原因が明らかかなものと、それから物価減少と、落札率を含めた物価減少等というものに大ざっぱに分けることをちょっと試行、お願いできますか。

都市計画課長 そうですね。先ほどお話しした工事費と用地買収、用地補償と、調査費という大きな三つの枠の中で、当初予定していた事業費及びそれに基づく割合と、今我々が進めてきて、結果的に割合と事業費が変化しましたけれども、その変化を示すことは可能だと思うんです。今、森杉部会長おっしゃったように、その物価上昇分と落札率の変更のところを数値化しろということになると、いろんな要因が絡んでしまっていますので、なかなかその辺は難しいと思います。ただ、内訳の変化はお示しできると思います。

山本委員 縦横のマトリックスで、さっき言ったみたいに内訳の変化の仕事の種類ごとの比率の変化をやった上で、こちらは例えば幾ら幾ら減ったと、その中で大体でいいと思うので、先ほども沼倉先生おっしゃったみたいに入札の関係で減ったと想定できるものとか、工事費の工事のやり方の変化で減ったと想定できるもの、余り細かい数字はできないけれどもこのくらいではないのという、縦横に表示してもらえると、まあ大体わかるかなと。金額も大きいし、件数も多いでしょうから、精緻にとは森杉部会長もおっしゃっていないので、例えばこのくらい減ったうちの内訳はこのくらいだと思いますということでもいいのではないかと。最低ライン。

都市計画課長 実際、作業する者に聞いてみませんと。

沼倉委員 気がついたんですけれども、県の場合は例えば工事の内容が変わったときに、それは変わった内容で入札なさると思うんですけれども、これは変わったら全体事業費が幾ら変わるというのは、その都度には計算はされていないんですか。

都市計画課長 いや、基本的に事業費のパイは固定です。それで、例えば一年にひとつだけ発注するのではなくて、何十工区と分けて発注するわけです。

沼倉委員 ただ、パイがありますけれども、その中で例えばこの部分が追加になったとなると、ほかの工事をしなくてもいいわけじゃないとなると、本当は事業費が変化するわけですよ。

都市計画課長 はい。ところが事業の進捗とある程度頑張りましょうということであれば、多少落札率が下がって、もうちょっと、もう1回工事の発注ができるぐらいのお金。例えば1億円で予定したものを6,000万で終わったので、4,000万円浮いてきたと、その時、4,000万はそのまま返すのではなくて4,000万円ではもう少し工事を頑張りましょうという話になる。

沼倉委員 頑張らなかつたら最後に足りないとなるわけですよ。

都市計画課長 そうですね。ただ、2年間繰り越しと、明許繰り越しというのと、もう一つ事故繰り越しとあるんですが、工事そのものも用地補償関係も2年間猶予をもらえますので、どうしても当該年度で工事が終わらない場合には、繰り越しという手続をとりながら、できるだけその年度で還付させていただいている事業費を消化すると。これは実は県民の税金、裏負担も入っていますから、そういった意味で、返すのではなくて、なるべく工事なり用地補償に回しながら進捗率を上げていく。ところがその要因の中に今度は物価の上昇とか、建物の補償の増加要因が入ってきてしまうので、ちょっと複雑化してしまっているのは事実です。

沼倉委員 それは、繰越という措置をしているので、なかなか表面化しづらいのではないですか。それが今の仕組みなんじゃないかと思うんですね。

都市計画課長 それがいろいろ並行して、動いているので。

沼倉委員 ただ民間企業の場合には、建設業なんかで赤字工事の場合には、進捗率ということでそれを認識して、引き当てを積んでいくという方法があるんですけれども、その場合には、もともとこれが例えば材料費が10%上がったら、全体のコストがふえると。なので利益が黒字、もしくは赤字目的で引き当てという形で、全体事業費、こちらの言葉でいうと事業費のコントロールをしていくんですけれども、多分恐らくそれが県、こういう公共事業の場合されていないので、そういう意味では多分我々がこういうものが欲しいと言っているものとちょっとミスマッチが

あるのかなど。これはもう仕組みの問題で、今現在ではしようがないのかもしれませんが、ある程度概算でいいですから中身を教えてくださいというのが今できるレベルではないかなと思います。

森杉部会長 プロの方の判断いただきましたので、先ほどの山本委員から言われた格好で、私の要求は撤回します。無理だということがやっとわかりましたので。

都市計画課長 クロス表をつくってみますから、トライということで、もしかするとブラックボックスというかグレーゾーンが残るかもしれませんが。

森杉部会長 それはそれでね。その他でもいいですけどもね。一つ費用の内訳の変更の内訳をなるべくわかりやすくしましょうという方向での計算をよろしく願いいたします。

これはこれでやっていただくということで、これとは別途にこの事業の継続性というものをもうこの段階で皆さんお諮りしておきたいんですが。

加藤委員 事業継続については異論ないんですが、一つだけ1ページの費用負担のところちょっと教えていただきたいんですが、上の表でね、総額では事業費約33億円ぐらい総額になるんですが、前回の再評価時からですね。それで、費用負担のところ県と市の負担が、14年度の時よりそれぞれ40億円ずつふえるんですね。これは多分全体事業費増の分と、それから保留地処分金と、それから道路の起債事業の分、この保留地処分金と起債事業で借金分というか起債分というのか、それをできるだけ少なくしておきたいという、そういうことで今回こういう負担金、県としての方のものを大きくされたということによろしいんですか。

都市計画課長 多分、論法的には逆になったんですが、保留地処分金につきましては、保留地の売却単価というのは、ちゃんと、区画整理のこの公共事業、公共団体施工の場合、第三者委員会にゆだねまして評価を行っていただいた金額が固定されて売却するという形になります。組合の場合ですと多少違って、組合の中で自由に処分金、処分額を決定できるんですが、私どもの場合には、その年度年度というか、ある時期を見て地価の動きが激しいときに売却価格を決定するための評価をしていただくんですが、実は再評価時から今回の間に、再評価時のすぐ直後ぐらいに下落率が大きいということで、売却価格の見直しを行っているんです。その関係で200億円を見込んでいたものが168億円弱になったということで、ではその足らずまいは県と仙台市で2分の1ずつ負担をしましょうというということになった。

加藤委員 あわせて今確認をしておきたいんですが、それで保留地処分金というのは、例えば全部保留地が売れなければ、あと県と市が折半して、これは賄うということで、そういう形になるんですか。

都市計画課長 いや、手法は幾らかございます。売るという意味では、県、仙台市以外の方々に売るというのが前提なんですが、今の加藤委員のお話だと県と市がまず肩が

わり、引き受けてとりあえずこの区画整理事業を終了させるというようなものとか、あと保留地管理法人という言葉が最近出てまいりました。こういう法人をつくりまして、その法人に一度保留地を買ってもらって、土地区画整理事業だけは全部終わらせる。その保留地を買った法人は土地を持っていますから、何年かかけて販売していくと。いろんな手法がございまして、まだそこまで我々は決断をしているわけではないですが、いずれ保留地の処分がうまくいかなかった場合にはそういった選択もある。

また、徳永委員から当初の推定とは違う状態の業態の立地になったようだけでも、用途指定の変更はないのかというご質問と、あと土地区画整理事業者として大規模な店舗立地における交通量チェック、それに近いようなチェックはやっていきますかという二つのご質問をいただいております。

用地の指定につきまして、多分徳永先生、センター地区のところをお指しになっていると思うんですが、ここは平成3年に都市計画決定をして、変更してセンター地区を近隣商業地域ということで用途指定していきまして、ずっと変えておりません。ただ、そこに張りつけます業態については、国際ビジネスサポートセンターとかいろんなものを建てることを予定したんですが、今回のお話のようにアウトレットモールを中心とした商業店舗の形ということになりまして、変更しているんですが、その使い方としての大枠の中での変更はございませんので、用途指定の変更は今後予定はありません。これが答えです。

もう一つ、交通量のチェックについても当初から予測をしております、今回今申し上げた多少ホテルとかいろんなビジネスサポート的な貿易センター的なものから大規模小売店舗に変わったということもありまして、平成17年に予測の見直しを行っております。その結果、逆に交通量自体は発生集中交通量全体で申しまして、区画整理全体として減るという形になっております。算出上です。今回アウトレットモールが来ましたので、もう一度それを入れ込んでチェックをしましたところ、私どもが平成17年度に見直した数字よりも下回った予測結果が出ていますので、そういった意味ではその内輪におさまっているだろうということで。お答えといたしましてはチェックを実施しておりますということです。

沼倉委員 追加なんですけれども、6ページの事業の効率性の(4)の費用便益ので、今回計算方法を変えた理由と、変えた方が合理的であるという理由をもう一度、なしが有りになったということなんですけれども、ちょっとそれをお聞きしたいんですけれども。

都市計画課長 これなかなか難しいんですが、これは15ページです。計算上、事業なしのものを地価で事業なしの場合と、宅地面積で事業なしという、宅地面積というのは全体の面積を指してしまいます。道路も公園も何もないということで、例えば極端なことを申し上げますと258ヘクタールなら258ヘクタール全部宅地面積で計算してしまうわけです。それ掛けるその事業を行わなかったときの従前の地価なんです、区画整理事業は、実は減歩という行為を行って、宅地の面積がぐっと減ります。180ヘクタールぐらいまで減って、それ以外の部分は全部公共用地になってしまうんですが、実はそのコストの方に公共用地で取得する部分の用地買収費とか、それを計算しているんです。コストの方にそれを計算していて、

ベネフィットの方でそういったものをさらに引き算をしてしまうと、ダブルで引き算をするというのですかね、そういうことになって、要はベネフィット上は不利な計算をしてしまうようになるので、そういった意味で従前の土地も減歩されるといいますかね、今の純粋な宅地と同等に比較している。その分のコストはしっかりコストの方の用地買収費に計上していますというのが説明の趣旨です。

沼倉委員 図解かなんかほしいですね。

都市計画課長 どちらでもいいんです。用地買収費をベネフィットにつけてもいいんですが、計算上なんですね。どちらにつけても。ただ、一応森杉先生にちょっとご相談をして、宅地の面積の方で、事業なしの方でそれをディスカウントしておこうという、ご指示をいただいたと。

森杉部会長 マニュアルが間違っているのですけれどもね。この前もちゃんと都市局にも指摘しておいて、訂正も依頼してありますけれども。要はここでいう便益というのは何かというと、つくられた宅地の地価が上昇することを便益としましょうとっているわけですね。だから、つくられた土地ですから、整備した後の宅地掛ける地価の差分を便益とするのがよろしいと。ところが、このマニュアルではつくられた土地ではなくて、つくる前の道路に使っている土地の部分の地価の部分をまず差っ引いているわけですね。ですからこれは費用にカウントすべきものなんですね。それを費用として差っ引いている、便益の方から差っ引いて、また今度は費用の方でカウントするから二重ケースになってしまうんですね。公式そのものが間違っているわけですね。簡単に言うと、ということなんです。

ほかに、よろしいですか。

それでは継続ということでよろしいですね。

沼倉委員 これまで進んでいるので、継続ということで問題はないと思うんですけれども、やはりB/Cが低いですね。やはりこれはできた後は、どうこの街が活用されるかというのが一番問題だと思いますので、県民所得がこれを契機にやはり伸びるということが一番の目的だと思いますので、このB/Cというよりも、と思っていますので、そういう意味ではここでのB/Cが低くても今後の成長に期待したいというふうに思っています。

森杉部会長 何か、すごくいいところなんですけれども、もう少し厳しく言うことができませんかね。いや、本当にそうなんですよね。

遠藤委員 仙台市に近いところでの立地で1.0幾らというのは、余り低い数字だなという印象を持ちますね。そのぐらい結構投資が高んでいるのかなと。

都市計画課長 そういうことですね。ここはやはり仙台近郊の土地ということもあって、当時耕作地とかいろいろ工場とかあったんですよね。素地単価がどうしても高いものですから、そういった意味ではコストの方で苦戦しているのは事実だと思います。

森杉部会長 区画整理のB/Cは、全国、東京周辺でも低いですよ。もう1. 何ぼとか、仙台市の中でももうざらですよ。これはもうマニュアルそのものもいろいろ問題があると思うんですけどもね。

都市計画課長 街中の方が、区画整理の場合の費用対効果は不利ですね。圧倒的に不利です。ですから、山林とか、ああいうところで区画整理をやれば、間違いなくB/Cは相当な数字が出ると思います。

遠藤委員 もうおしまいの方なんですけれども、先ほど平成17年に地価の下落ということで、地価単価の見直しとおっしゃったんですけれども、現在景気の上向き状況ということで、例えば仙台市でもわずかながら上がってきていると思うんですよ。次年度以降なり上がってきたときにはまた見直しという、元に戻すという考えもありでしょうか。

都市計画課長 実は今が、まだ相場感から言いますと高目になっております。下げてはいるんですが、やはり周辺に近いと高目にあるということで、逆に最近底を売っただろうと見ていますから、反転していただいて上がってきたときに、今我々が持っている高値感を超えたときに、またこの審議委員会にお願いして、評価がえをお願いするということはあると思いますが、ちょっとその後の動向なので、もう少し見守っていききたいというふうに思います。

遠藤委員 これはお客さんが求める際には、例えば固定資産税の減免とか、そういうことまで入っているんですか。参考までに。

都市計画課長 それは業態によるんですよ。私どもの土地区画整理事業でそういう優遇措置をするのではなくて、産業立地というんですかね。工場とかいろんな企業を誘致する側でそういう優遇措置を設けていますので、それに該当すれば、例えばいろんな税の減免ですとか、そういったものは可能である。

森杉部会長 部署は、これは都市計画課ですね。都市計画課ですけども、この政策そのものは先ほど言われたように産業立地から住宅政策から県民の所得倍増計画は全部連動してくるということですよ、これ。

都市計画課長 そうです。倍増になるかどうかは、間違いなく生産額的には向上すると。

森杉部会長 そういうふうなことです。徹底的に総合調整と総合で相乗効果が出るようなそういう政策をぜひ継続を期待して、継続をお願いしたいとこんなふうに思っていますが、よろしゅうございますね。特別に意見があるわけではありませんけれども、皆様の期待が非常に強いものがございますので、ぜひともご期待に沿っていただけますようお願いいたします。

都市計画課長 来年の秋口にはアウトレットモールが開業する予定でございますので、ぜひ足をお運びいただければと思います。ちょっと泉パークタウンにもできそうなので



ライバルになっていますけれども。

森杉部会長 これは後からの話題ですけれども、やはり1回見にかんとなりませんね。

都市計画課長 そうですね。

遠藤委員 前は現地視察に行きましたよね。

森杉部会長 はい、行きました。でも5年前ですから、ちょっとこれは、この次は見るところは余りないんですけれども、これはやはり一番近くていいのではないかと思うんです。

都市計画課長 もし差し支えなければご案内させていただきます。

遠藤委員 当時は、担当者の方大分青くなっていました。新聞報道なんかでも、売れない土地と取り上げられていて。

都市計画課長 ちょうどその当時、河北新報かなんかで大々的に報道されたかもしれません。

森杉部会長 それでは、どうもありがとうございました。

大分時間がオーバーしていますが、それではとにかく一応今は区画整理までいきましたので、次、遅くなりましたが、都市計画道路の八幡築港線についての説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、都市計画道路八幡築港線道路改築事業の再評価につきまして、ご説明を申し上げます。

これも再々評価でございます。平成14年度に皆様いろいろとご審査をお願いして、また今回お願いするということになります。

10ページをお開きいただきたいと思います。

写真と図面を書いておりますが、ご記憶があるかどうかあれなんです、下の方の図面で申し上げますと、ちょうどちょっと色が悪いんですが、暫定供用開始区間という区間があります。そこは全体延長1,334メートルのうち700メートルを既に、これ平成11年なので前回の再評価時に既に供用しております。今回今事業継続という部分が、ちょうど貞山橋という橋を挟んでおりますが、そこから右側の部分の、方位的にいうと北側の部分ということになります、この部分で今回再々評価をお願いするということになりました。

上の方の写真を見ていただくと若干おわかりになるかもしれませんが、ちょうど八幡築港線と字の書いてある直下のところが、貞山運河のちょうど運河の部分に道路が新設してあると思います。この事業は、今2車線で供用している道路を4車線に拡幅するという事業なんです、これ都市計画決定上の宿命なんです、海側というんですかね、貞山運河側に拡幅するという事になっておりまして、要は公有水面に埋め立てを、免許をとりながら工事を進めるということになると思います。

前日もそういう意味ではこれを想定しておったんですが、実はその後いろいろ調べましたところ、事業費及び事業期間にどうしても延伸しなければならないということがあって、今回再々評価をお願いするという形になります。

事業目的、1ページにお戻りいただくんですが、これはある程度ご承知かもしれませんが、国道45号の交通処理を補完する路線です。いわゆる産業道路といわれるものです。仙台から塩竈までの路線の一部。そういった意味で物流、人流あわせましてバイパス的な要素を持つという意味では、非常に重要な機能を果たすだろうということで、現在その残り600数十メートル区間について事業を進めております。

2ページ目、お開きいただければと思います。

この事業も再評価時に44億1,000万円ということで、事業費をお示しをさせていただいたんですが、その後公有水面の埋め立て免許を取得するに当たりましてさまざまな調査を進めましたところ、ちょっと当初我々が予定していた以上に地盤の状況が悪くございまして、要するに地盤沈下が相当起こるだろう。そうしますと通常の工法で実施した場合に、道路がどうしても破壊されるということもありまして、ちょっと右側の下の字になりますが、地盤改良ということでサンドコンパクションパイルというのがございまして、地盤の中に砂杭を打ちまして、それで地盤を強化いたしまして、その上にブロックを置いて道路を築造するという工法に変更しております。それが再評価の後に実施している関係上、ちょうど真ん中に書いてありますが、埋め立て個所の实地調査の結果、極端な軟弱地盤のため地盤改良が必要となり、工事費増額ということで、12億円何がしの増加になったということで、再評価時からの増加については、この増額が主な内容となっております。そのほか、補償方法とか、調査がございまして、下の表のとおりになっております。

なぜ当時からわからなかったかということはあるんですが、やはり実際に免許をとる段階で相当細かく調査をしたということもありまして、反省としては当初の見込みが甘かったのではないかという話がございますが、いずれしっかりした工事を進めるという意味でこういった工法を選択したということがございます。

それから、そういったことともう一つ、3ページ目の事業の概要のちょうど下から3分の1ぐらいのところに書いてございますが、再々評価時というところなんですが、ここは近郊でのりの養殖をする、種つけ作業をする種つけ場がすぐ近傍にございます。これが、お盆が終わりますと大体作業が始まりまして、大体翌年の来春まで、遠藤委員よくご存じだと思いますけれども、そういう作業を進める関係上、漁協との調整が必要になってきます。いずれお盆からその翌年の3月までは、要するに地盤をリスターブする、乱してもらっては、濁水とかいろんな影響があるので、要は工事をしないでくれという強い要請がありまして、そういった形で協議をした結果、実は非常に効率が悪いんですが、年間5カ月ほどの埋め立て工事しかできないという形になっています。全部で170メートルぐらいあるんですが、まだ完成していないというのが実態でございます。

そういった要因がございまして、もともと平成16年度ということで、再評価時にはご説明していた工事期間が22年度ということで6年ほど延伸してしまうということになっております。今後の見込みに書いてございますが、一応改良工事が来年度までに完了させまして、できれば22年度末までにこの1,334メ

ートルすべて完了していききたいというふうに考えております。

それから、供用されておりますところは、既に地元の方々にいろいろとご支援をいただいています。アドプトという、養子縁組という制度がございまして、道路にいろいろ花とかいろんなものを植えていただいたりセットしていただいたりしています。

それから、4ページ以降にあります、事業の必要性なんです、ここは既に都市計画決定が昭和22年ごろからされていて、事業は延々と仙台方向からやってきた関係で、平成のこの世まで続いてしまったのですが、あと1.2キロで全線が完了いたしますので、最後終わるまでこの事業は進めさせていただければ。ご承知のとおり、本塩釜駅前最近、5月、大規模なショッピングセンターが開店しておりますので、そういったところとの連携もある程度図りながらという意味では、早期にこの事業を進めていきたい。それから、地元からも毎年事業促進を求める要望書が提出されています。

事業の有効性はここに書いてございますが、道路交通ネットワークであったり、モビリティであったり、物流効率化であったり、あとは生活環境ですね。安全な、ここ歩道がございませんので、今回道路整備とともに歩道整備もしていく。あとは、渋滞等軽減するという意味では環境にもある程度寄与できるだろうというふうなことです。

それから5ページ目でございますが、これ関連事業といたしまして、既に前回の再評価時にも申し上げたかもしれませんが、河川管理者が暫定供用してある区間の前面でプレシャーポートですね、スポットを設置しております。これは平成10年に完成している。それから今申し上げました本年5月に大型ショッピングセンターが本塩釜駅前に開業しておりますが、ここは塩竈市が海辺の賑わい地区土地区画整理事業を進めておりまして、これも20年度までに完成するだろうということもありますし、この事業も一体的やっていきたい。

あと費用対効果なんです、先ほどの区画整理もそうなんです、基準年を変更しております関係上、事業費の増加とともに費用の部分での現在価値がふえております。一方、その分基準年の変更と、あと計画交通量の見直しに伴いまして、現在価値における便益が減っていく関係で、当初ちょっとべらぼうな数字で15.83というB/Cが今回7.88ということになっております。それでも相当なB/Cの結果だということです。

6ページ目、それをお示しいたしました詳細というんですかね、内訳の交通量なんです、歩行者の便益で申し上げますとこの場合ですが、とりあえずB/C上は0.07分上乘せになるということで、歩道がございませんので、今後歩道整備によって歩行者便益も上乘せになるということで計算させていただきました。

それから、残事業なんです、とにかく残りの事業費で計算したんですが、これは意味がどれだけあるかという問題なんです、39.16ということでべらぼうな数値。それから環境への影響なんです、これは先ほど冒頭に申し上げましたもともと2車線の道路がありまして、4車線に拡幅すると。周辺も全部宅地化されております。用地補償とかそちらの方が非常に難航しておったわけですが、そういったことから直接的な生態系に与える影響は少ないだろうと。それから後ほどお話しいたしますが、公有水面埋め立ての部分がブロックを積み上げる部分

については、ゼロライトというちょっと多孔質の石を使いまして、これは土壌の浄化作用と水質の浄化作用と両方ありまして、穴のあいた部分に植生が見込まれるということもあるので、擁壁前面を海側にゼロライトを張りつけまして、なるべく植生を回復しようと。植生を回復しますと、魚とかあと小動物ですかね。海に住む小動物が寄って来ますので、そういった工夫をしていこうということで、再評価のときにいただいたご意見に対するお答えを今我々実施しているということでございます。再評価のときは当該事業の審査では、貞山運河の景観に配慮することということで、ゼロライトを使いながら植生を回復したいということ。

あと、内部事業の舗装部の舗装工法については、パリアフリーに配慮し、地元住民と協議をした上で適切な工法を選定することということで、今後、車道及び歩道の整備に入りますので、今年度から住民の方々といろいろお話をさせていただいて、住民の方々のご要望を受けながらよりよい形で歩道を整備していきたいという形です。

11ページ、ちょっと見ていただきたいんです。

今申し上げましたゼロライトのイメージはこんな感じでございます。少しルーズな形でコンクリートの前面をきれいにしないで、少し荒々に仕上げまして、そこにゼロライトを埋め込んでいきます。そうしますとゼロライト自身が多孔質なものですから、あといろいろな植生に対していい成分を持っていますので草が生えてくる。草が生えればカニとかそういう魚とか、そういうものが寄ってくる。あと、見栄え上もコンクリートむき出しではなくて、多少なりとも見栄えがいいということですよ。

以上、前回の指摘要件で、今我々どんなふうに進めてきたかということと、あと徳永委員からご質問とかご意見がございます。これもちょっとご披露させていただきますが、工期延長の大きな要因の一つである養殖漁業への配慮による施行期間の制限は、この時点ではやむを得ないと思うが、今後の同種事業のために濁水の拡散状況のモニタリング等のデータ収集、分析が必要と考えているが行っているかという質問。これは行っているかどうかという質問なんです、実際には行っておりません。というのは、基本的に工事の停止期間というのは明確に決まっておりますので、徳永先生は7か月間休むのではなくて、7カ月間もそういうモニタリングに基づいて、のりの養殖漁業に影響がなければ工事をした方がいいのではないかと。その方が進むのではないかとというようなご意見をお持ちのようなんです、極めて近傍にのりの種つけ場所がありますので、ある意味では李下に冠を正さずというとおかしいですが、原因がないだろう、要因がわからないだろうではなくて、やはり工事をしないということが漁協の皆様の生産活動にとっては極めて安心できるというか安定できるであろうという判断をもって、我々進めてまいりましたので、モニタリングはやっていません。

それから、先ほど申し上げましたように20年度に埋め立てが終わります。終えた関係でいくと、今後こういう工事がどこで行われるかわかりませんが、もしモニタリングをすれば、その別な工事は動くときにモニタリングをしていたらどうかという形にしていただければいいのではないかなということでございます。以上です。

森杉部会長      ありがとうございます。では、ご審議お願いいたします。

結構ですということです。前回も。

沼倉委員 結構ですというお話しなんですけれども、B/Cも高いですし、進捗率ももうここまで来ているので、継続には問題はないんですが、やはり全体事業費が当初の2倍というのは、これはやはり甘かったのではないですかと言いたいですし、ここまで進んでしまって、必要な工事ですからしょうがないんですけれども、今後の都市計画の事業については、見積もりをきちんとやってほしい。私どもが平成14年再評価したときに比べても、やはり14億。企業会計でいうと債務が隠れていたみたいな話になると、非常に大きな問題になるんですね。なのでやはり事業の見込みについては、ふえる懸念があるときには正しく計算していただかないといけないと思いますので、ぜひ今後の事業の計画については十分に注意していただきたいと思うしかない。それでもここまで進んでいるので、それしか言えません。

森杉部会長 重要な意見ですし、今までもつけたことがありますよね。こういう意見は。

山本委員 ほとんど同じことなんですけれども、前回のものも読ませていただいても、調査に多額の経費がかかるからきちんとした調査見積もりはできないというふうに前回の課長さんがお答えになっていて、それはそのとおりだと思うんです。であるならば逆にむしろ想定に対して倍近い額になっているというのは、やはり見積もりが甘いというのは普通どう考えてもそうなんだろうと思うので、この前の事業も先ほど建物の外観だけで見積もるとどうしても後で多くなるという、もう経験的にそれがわかっているのであれば、見積もりの段階で単価を少し上げて設定した方がもういいのだろうと思うんですね。当初段階では余り多くしたくないというのは人情としてはわかるんですが、やはり現実にこういう形で出てくるのであれば、普通に想定される少し多目の数値で見積もるのを形式化された方がよいのではないかと。

都市計画課長 おっしゃるとおりでございます、毎回毎回謝ってばかりではしょうがないので、やはりそういった意味での甘さといいますかね、見込みの甘さ、少し反省しながらしっかりやっていきたいと思えます。

森杉部会長 そうですね。これはやはり改めて、しつこく事業の見積もりはより正確に行われることをお願いいたしますというか、そういう見積もりの仕方の検討をぜひとも推進していただきたいと。こういうことは附帯意見としてつけましょう。これはもうしつこくつけていくことにしましょう。何度も何度もつけていくことになりましたが。

山本委員 追加で、この重点評価基準で再々評価の場合は、1回見直してさらに上がったときに10%から30%で1なんです。これは当初見積もり等の関係ももちろん本当に見た方がいいんだろうなと。当初見積もりからいくと、これ点数はもっと上がってしまいますよね。基本的には前回の見直しのところからというのでいいと思うんですが、総額に関してはやはり当初見積もりからでしておかないと、

きちんと最初の段階で単価をちゃんと高く見るインセンティブが働かないと思うので、これに関しては今すぐどうこうではない。基準の見直しは必要かと。

都市計画課長 実はこの評価基準をつくりました張本人は私なのですが、当時再々評価というのは余り意識しないで策定しています。これはもう既に行政評価室と打合せしてまして、一応あれですね、基準の見直しに向け・・・

事務局 おっしゃるとおり、見直しに向けて検討していきたいと思います。

森杉部会長 わかりました。ほかにどうぞ。  
よろしいですか。

それでは、これも継続でということをお願いいたします。附帯意見としては費用の見積もりをより正確に行うような検討をお願いいたしますと。こういうことをお願いします。どうもありがとうございました。

それでは、磯崎漁港につきましての審査を行います。ご説明のほどよろしくをお願いいたします。

水産業基盤整備課長 それでは、事業 14 磯崎漁港漁港環境整備事業についてです。

説明の前に恐縮なのですが、ちょっと数字の間違いがございますので、訂正をお願いをしたいと思います。4枚目の方の下から6行目でございますが、総便益の再評価時の数字2596620という数字があるんですが、ワープロの間違いがございまして、これは2889315。訂正をお願いいたします。

それからその下の同じく下から5行目の現在の価値でございますが、再評価時1159187を1289852、それぞれ訂正をお願いしたいと思います。

それでは、まず磯崎漁港の参考資料の方です。27ページ最後の方になりますけれども、こちらの方が大きく見やすいと思いますので。ちょうど松島の五大堂の大体北東側の赤で丸をつけている人工島の場所です。去年漁港事業の方で再評価を行っております。

前に戻っていただきまして、1ページ目でございますが、事業概要の事業の目的でございますが、磯崎漁港は、特別名勝松島に位置をしておりますして、漁港の周辺には毎年340万人を超える方々が観光や海の幸を求めて、おいでいただいております。しかし、当地域周辺には、浸水性の海洋性レクリエーションに対応するような施設がないため、松島の景色を眺めながら散策したりとか、地域の方々と交流できるそういう機能の施設が求められておりました。このため漁港事業によりまして、新たに埋め立てられた個所を環境整備事業によりまして、周辺の整備や休憩施設、さらに散策施設の整備を行い、地元の漁業者や都市住民との交流の場を設置し、あわせて漁港施設と一体的整備を行うことにより、漁業効率の向上及び安全性の向上を図るものでございます。

次に、事業内容でございますが、これは記載のとおりでございますが、今回変更となっている個所、波線のアンダーラインを引いておりますけれども、詳細設計による検討の結果、これは平面図をごらんになっていただきまして、資料の8ページにございますが、既設の導流堤を活用したために、親水護岸の延長を減少したり、また車いすの利用を図る観点から遊歩道の面積等の見直しを行っております。

ます。

それから事業費、大幅にふえておりますけれども、それにつきましては当初自然沈下のものとしておりました護岸工につきましては、埋め立ての盛土がすべりを起こしまして崩壊をしたということもございまして、基礎の地盤を強化する地盤改良が必要であると、このために増加しました。また、遊歩道の拡幅による増加がありましたけれども、一方盛土工では、他事業から出る建設発生土を受け入れるため、コストの縮減を図っております。個々の内訳につきましては、下の方に記載のとおりでございます。それらの要因によりまして、全体事業費は8億1,000万円、約3億1,000万円の増になりました。

なお、指標3の事業費増加度につきましては、62%となることから点数は3点となります。

2枚目をお開きいただきたいと思います。

事業の期間でございますが、平成14年度着工、平成18年度の完成が22年度完成と変更になります。進捗率につきましては、平成19年度までの投資額が3億2,000万円で、40%の進捗率でございます。指標1の事業停滞年数につきましては、事業の休止がございませんので、点数は0点でございます。

また、指標2の事業工程乖離度につきましては、マイナス27%というような計算になりますことから、点数は1点になります。それから、事業の進捗や今後の見込みにつきましては、6枚目の事業スケジュールをあわせてごらんいただきたいと思います。

駐車場や照明灯は平成15年度に完了。それから親水護岸につきましては、軟弱地盤を強化するサンドドレーン工法による地盤改良を行い、軟弱地盤の強化が完了する、地盤が早期に沈下し強くなる、そういう放置期間を約2年間要するため、最初の圧密収束期間後の平成18年から着手し、平成22年に完成することになっています。例えていいますと、非常にやわらかい豆腐の上に布巾をかぶせて重しをかぶせると。そういうことで水が出ると、固くなる。これの写真が12ページにございまして、これが機械で砂の穴を築造、あと上の方に盛土をして沈下を促進させるという方法でございます。

それから、修景休憩の施設につきましては、平成21年度から着手し、22年度に完了予定であります。管理施設の予定につきましては、既に完成をしております駐車場と照明灯につきましては、現在は県で管理しておりますが、事業の完了の後は松島町において管理をする予定でございます。

3ページをお願いします。

事業の必要性について、上位計画等につきましては、皆さんご承知のとおり松島町は県内有数のカキの産地であります。またサケの採捕・ふ化放流など水産業が重要な産業となっており、平成18年に町が策定しました総合計画では、水産業を町の産業として位置づけていくために他の産業と連携した合同のイベントを開催するなど、PRのため、産業ネットワーク形成の場として当磯崎漁港を早期に整備することが位置づけられています。

次に、事業をめぐる社会経済情勢等でございますが、毎年8月に開催をされます松島灯籠流し花火大会の観覧場所といたしまして、当場所の活用が可能であり、また昨年当漁港におきまして開催されました地元漁協主催の第1回松島大漁カキ祭り、磯島には約5,000人の人が訪れておりますので、今後も地場産品を活

用したイベント開催を図り、事業計画の促進を図る必要があります。13ページの方にそのときのカラーの写真を載せております。それから、花火大会とかかき祭りの集客状況におきましては、下段の方に記載してございます。

地元の情勢意見につきましては、松島にふさわしい修景など施設の整備の要望が地元でございます。

3ページの下、事業の効果でございますが、効果の発現の状況につきましては、昨年実施をいたしました「カキ祭りイン磯島」におきまして、当事業の整備をされました新漁場が利用され、周辺都市圏との交流促進を図っております。それから、想定される事業効果につきましては、今後親水護岸や植栽の整備により、散策の場やレクリエーションの場のほかに、自然環境の保全にあわせて災害時の避難地としても活用が想定されます。また、先ほども述べたとおり花火大会の観覧場所や、8月の初め地場産品を活用したイベント開催の活用が想定されておまして、漁協では今後定期的な朝市などの開催を予定しているということ聞いております。

4ページをごらんください。

事業の効率性のうち関連事業の概要でございますが、当漁港におきましては、平成14年度漁業経営構造改善事業によりまして、共同かき処理場を整備し、衛生面での強化とともに水産効率の向上を図った生かきを供給しております。

また昨年度、先ほども申し上げましたが事業評価におきまして継続に決まりました漁港整備につきましては、平成14年度から事業を進めておまして、既に防波堤や物揚場が完成し、引き続き泊地浚渫などを行い、平成23年度の完了を目指しております。これの図面につきましては10ページでございます。

それから、代替案の比較検討でございますが、先ほども説明をいたしました親水護岸の基礎地盤強化につきましては、地盤改良工法3案、これはサンドドレーン工法、それから深層混合工法、それからサンドコンパクション工法の比較を行いまして、実績とか経済性からサンドドレーン工法を選定しております。また、修景施設とか休憩施設等の配置につきましては、町の役場、漁港、漁協さん、それから観光関係者の方々から、やはりまちづくり委員会におきまして検討されておまして、コンセンサスを得ております。

コストの縮減計画におきましては、盛土材を他事業の残土利用をいたしまして、6,700万円のコスト縮減を図っております。

次に、費用対効果でございますが、今事業のマニュアルにつきましては小規模公園費用対効果分析マニュアル、それから、社会的割引率は4%、それから便益の算定期間でございますが、16ページをお開きいただきたいと思います。真ん中から下の方に耐用年数計算しておりますが、前のページ記載のとおりその施設によりまして耐用年数が異なりますので、按分計算をしております。その結果、39年というふうに算定期間を設定しております。

また前に戻っていただきまして、費用項目のうち建設費用は今回1億1,000万、維持管理費につきましては、平成23年から年間150万円、39年で5,850万円、合計8億6,850万円となっております。現在価値Cについてですが、これにつきましては後ろの方の24ページ記載のとおりです。一番下の部分の赤い字で真ん中にございますけれども8億3,037万8,000円となっております。



それから、費用便益につきましては、冒頭数字訂正しましたとおり、総便益が28億8,931万5,000円。これは便益、生活環境と余暇機能の合計額7,498万5,039円となっております。それから現在価値、Bでございますが、また25ページに戻っていただきまして、一番下の表の赤字の部分12億8,985万2,000円となっております、この結果費用便益B/Cにつきましては1.55となっております。

事業着手時との違いでございますが、地盤改良の増工によりまして総費用額が増額になっております。それから余暇機能向上の効果の算定項目を再度精査した結果、便益が増額しております。

5ページをお開きください。

環境への影響と対策実施状況につきましては、県立自然公園松島、それから鳥獣保護区に指定されております。影響と対策につきましては、本地区は景勝地であり、それから小さい島等も点在する松島ならではの景観を有しておりますが、老朽化した漁港施設や、背後の都市化の進展は、臭いや景観などで近くにホテルとかございますのでそういった施設に悪影響を及ぼしておりますので、漁港機能を人工島に移すことによりまして周辺環境の改善が図られます。この事業では、景観を配慮した植生や護岸整備を行っております。

再評価部会での対応状況は該当がありません。以上でございます。

森杉部会長      ありがとうございました。それでは、審議のほどお願いいたします。

沼倉委員      16ページ、17ページのB/Cのベネフィットの詳細な計算で、17ページの上の方なんですけれども、公園規模及び利用形態が都市公園の近隣公園に類似するというのがありますが、これ都市公園の近隣公園。海にぼつんと浮いていますよね。何か違うように感じるんですけれども、どうして都市公園の近隣公園に類似しているのかという理由を教えてください。

森杉部会長      僕が答えますけれども、この都市公園の機能とそれから次の19ページに余暇機能向上効果とあるでしょう。これは、お祭りなんかをする公園と、こういうわけだね、広場であると。前半の部分は3キロぐらい離れている、町の中にあるわけではないんですけれども、周辺の人たちはいろいろと利用する機能を計算しています。後半は、お祭りやイベントのときに遠くからやってくる人たちの便益を計算していると。こういうわけなんですよ。

水産業基盤整備課      分析マニュアルというのがありまして、その中でちょっと確認したところ、近隣公園とは、施設として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園で、一近隣住区当たり1カ所を誘致距離500メートルの範囲内で、1カ所当たり面積2ヘクタールを標準として配置すると。そのような文言がございまして、いわゆる公園の規模と利用者によって近隣公園というふうに位置づけております。

沼倉委員      利用者というのはここに書いている想定機能の、16ページのところにある日常的な活動、機能の遊び場ということによろしいんですか。

それで、お聞きしたんですけれども、例えば児童の遊び場ということで、この距離は近隣の小学校から、もしくは幼稚園から歩いてどのぐらいのところにあるんでしょうか。児童の足で。

水産業基盤整備課 幼稚園からは500メートルぐらいの場所ですけれども、小学校からは約1.5キロぐらいの距離に位置しております。

沼倉委員 何か、家と反対にこう行くので公園に行くイメージがどうもつかめないというか、例えばおばあちゃんの立場だったらどうなんでしょうか。それなので、どうもこの都市公園というところにイメージが結びつかないんですね。しかも検討範囲の中心地を松島町役場としていますけれども、これはどう考えてもその場所を中心とするのが適当でないかと思うんですね。そういう意味では、範囲の取り方に問題があるのではないかと思うんです。17ページの真ん中のところで松島町役場というのも、中心地にやってその対象者を推計されているんですけれども、これは公園そのものの場所から3キロをとるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

水産業基盤整備課 マニュアルの中です。ここで17ページにもちょっと表現しておりますが、この米印のところで検討対象範囲は通常公園誘致距離の3倍を標準とするが、周辺に公園が存在しない場合は拡大していいというふうな表現がなされていまして、今委員おっしゃるとおり当該地区から3キロではないかというご質問だと思います。この場合我々は、今回については町役場を中心といたしましたが・・・すみません、ちょっとお待ちください。もう一度ちょっと訂正させていただきます。この検討対象範囲ですね。計画地から半径3キロというふうにここでうたっております。それで、町は検討範囲中心の設定ということで、町はこの目印ということで表現してございます。訂正いたします。

森杉部会長 もう1回。今、どういうこと。

水産業基盤整備課 計画地から3キロということは、人工島を中心に3キロという設定をしております。

森杉部会長 それで、3キロだから検討範囲中心地の設定というのは必要ないということ。

水産業基盤整備課 市街地区域の中心として役場を設定しただけであります。市街地の中心区域を役場として表現しております。

沼倉委員 それでは、対象となっているエリアを円か何かで図式して、その人口を教えてくださいたいと思いますが。もしだめであれば次のときにでもその図を。要するにこの公園のところから3キロというのは、例えば27ページの地図だとこの範囲で、どこの地区はどのぐらいの世帯数、人数ですか、居住者がいるかということですか。

あと、先ほどおっしゃった幼稚園と小学校の場所も、できれば地図上にドット、

ポイントをしていただければと思います。ちょっとどうもイメージがつかめない  
ので。

水産業基盤整備課 17ページにその市街化区域人口と世帯数を表示してございますが、こ  
こについては松島町役場周辺の磯崎から高城周辺を前提といたしまして、世帯数  
を4,107世帯というふうに考えております。

沼倉委員 これは、松島町の市街化区域内の世帯数ですよ。

水産業基盤整備課 はい。市街化区域内というとらえ方です。

沼倉委員 今必要なのは、公園の位置から半径3キロ以内の人口と世帯数が必要なんです  
ね。B/Cを出すときには。それがどこのエリアに。ちょっと土地勘がないので  
よくわからないんですが。その人口が当然B/Cを出すときには、計算されて  
いるはず。例えば3キロといっても、海をまたいで3キロあってどうしようかと  
いう問題があるんですけれどもね。ちょっとそれは大ざっぱに省略するとして、  
公園のところから一律にマニュアルに従って3キロでもしようがないと思うん  
ですけれども。

水産業基盤整備課 確かに、委員おっしゃるとおりその3キロの範囲が図示されていません。  
あとは言われるとおり、学校とか幼稚園の位置も図示しておりませんので。

森杉部会長 それではこれは、もう1回詳細というかここでやることにしまして、次回まで  
に少しこの内容をわかりやすく図面に落としたり、数値を入れたり、その考え  
方を説明したような文書を準備していただいてご説明していただくという形に  
しておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

水産業基盤整備課 はい、わかりました。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

遠藤委員 この環境整備事業は、この島全体の南東部の方の護岸やら防波堤工事とはまた  
別事業ということですか。

水産業基盤整備課 はい、そのとおりです。別事業でございます。

遠藤委員 そうですよ。前年でしたか、これは。

水産業基盤整備課 はい。昨年度評価いただきましたが、そちらは漁港事業の方で整備を進  
めております。

遠藤委員 同じ水産業基盤整備課の中だと思っておりますけれども、どうなんでしょう。これ  
一体化されての事業の方が、進捗なりが早まるんじゃないかなという気がするん

ですけれども。

水産業基盤整備課長 事業のメニューがそれぞれ異なっておりますので。

森杉部会長 ちょっともう1回言ってください。この、何ページを見ればいいんですか。今のお話は。

水産業基盤整備課長 8ページと10ページ。8ページの方が環境整備事業の着色をしている。10ページの方がいわゆる漁港事業の方。

森杉部会長 なるほど、そういうことですか。ではこれ一体的に利用しているということだね。漁港整備とともに環境整備事業をやっているということですね、これは。

水産業基盤整備課長 そうです。

水産業基盤整備課 水産庁の担当課が違うものですから、おのずと事業のメニューも違ってくと。そういうことから、なかなか一体となった事業の形にはなっておりません。

森杉部会長 だけどこれ、埋め立ては一体的にやっているわけですから、事業費は一体どんなふうに分けているんですか。

水産業基盤整備課 埋め立ての部分については、前回もそうですけれども、既に土地ができていると。平成6年度に埋め立て事業が完成しているんですが、今回の費用の算出については、その上の部分の護岸及び芝とか植栽関係ですね。それらが今回。

森杉部会長 そういうふうになっているわけ。なるほど。それはそれで素直だな。残土でしたか、これは。

水産業基盤整備課長 公共事業の残土です。浚渫土砂とか。港湾とか漁港関係の浚渫残土とか、そういったものを使っています。

森杉部会長 なるほど。話がわかってきた。そうすると、やはりこんなふうに分けた方がかえってわかりやすいのかね。

遠藤委員 内容的にはわかりやすいんですけれども、島全体でとらえるからそうなるかと思うんですけれども、今回出てくる事業というのは都市計画課でもいいのかなという気がするんですね。今環境面、遊水、親水というか、そちらの方が意図が大きいですよ、この事業は。

森杉部会長 それはもうそれぞれの部署の事業の管轄の問題ですから、ここで言うべきことでもありませんし、どうにもなりませんし、案外、漁港とか港湾とかいうのはこういう環境関係の整備もいっぱいやっているんですよ。いっぱいやっていますか

ら、必ずしも都市計画課がこういうことをやらねばならないということではない。結構複雑な関係になると思いますから。これはこれで置いておきましょうよ。ただし、ポイントは一体的な評価を行った方がいいかどうかということがポイントなんですけれどもね。それは、行った方がよければ改めて合体したものをつくってもらおうということも可能なわけですね。

沼倉委員 たしか、去年そういう話が出たと思うんです。ただ、それはそれですという話しだったかと思うんです。何か記憶に。公園は公園でという、その漁港の評価のときに。

森杉部会長 そうですか。これはどういうことでしたかね、事務局でわかりますか。

事務局 まず、去年から漁港の隣では公園事業をやっているという情報は、皆さんにお伝えしていたと思いますので、そのときには一緒に、という話ではなかったと思います。事業の縦割りという説明をしてしまうと嫌がられるかもしれませんが、公園事業として同じ場所に重ねてやっているわけではありませんので、同じ島の中でこちらから半分は環境整備事業でやりまして、半分については漁業活動の場として漁港整備事業でやるという整理ができますので、別々の評価ということでもよろしいのではないかと思います。

森杉部会長 状況は理解しました。

沼倉委員 ただ、去年の評価結果も、資料でもう1回つけてもらったら、いいかもしれない。

森杉部会長 参考資料でいいですから、前回のものをつけてくれますか。それ一つ欲しいですね。

沼倉委員 あともうひとつイメージができないのが、3ページのところで震災時の災害時の避難地として活用されるというんですが、どういう震災の想定なのかというのがちょっとイメージできないんです。例えば地震のときなんかは海なので、津波の危険等考えると、ここは避難地としてはしないでしょうし、大雨のときも海だったら、多分余り行かないでしょうし、どういう部分、ちょっとイメージできなかったのをお聞きしたい。お答えできないのは、次回でもいいです。

水産業基盤整備課長 震災についてもいろいろなものが想定されますよね。要は地震となれば津波が想定されますので、やはり低い部分ですから、広場はあってもかえって危険ですね。そういう意味で、思いつくのは例えば火事だと思いますね。想定されるものは火事だとか。

加藤委員 この表現、震災にこだわる必要なかったんじゃないの。震災と言うから、津波を想定して・・・

杉森部会長　　まずいね、この文章は。余り機能は果たしていないんじゃないの。正直なところ。離れ島だからね。

加藤委員　　書き換えたらいいのではないか。

水産業基盤整備課長　　これは、直させていただきます。

森杉部会長　　ただこれ、僕はついでに質問なんですけれども、これは松島の近くということですから、何と申しますかね、集客施設みたいなものは計画の対象にならないですか。松島に行っても退屈だよ、あそこ。あそこの島の前あたりぐらいを歩いたらもう終わり。子供たちでもいいから、ちょっとそちらに回ってみるかという格好のような施設というのは考えられないものですか。町の方とか。どうぞ。

水産業基盤整備課　　今の計画では、遊具とかそういうものは考えていなくて、いわゆる親水護岸、緩傾斜でいうと、図面が9ページにございますけれども、緩い傾斜護岸を整備することによって海に親しめる。そういうイメージで考えられております。また、釣りの好きな人はあそこから釣り糸を流しても構わないし、そういう意味での親水護岸であります。

森杉部会長　　そうか。そういうことは考えられるということだね。こういうところ、魚を売る市場とかそういうものはやらないですかね。観光客としての発想なんですけれども。

水産業基盤整備課　　先ほどもちょっと説明があったと思うんですけれども、施設が完了後には地域の漁協さんがメインとなって、定期的な朝市とかそういうものを考えていきたいということを聞いていました。ただ、こここの入り口ですね。磯崎漁港の入口の県道の沿線に、それを地場産品として売っている店が4軒ほどございまして、その辺との調整は出るかと思っております。

遠藤委員　　直売所のお店を出しているんですね。漁師さんが看板を出して売っているお店もあれば、また名物のヤキハゼ、干してその場で売っているという、そういうお店も周辺にはあるんですけれども。大きくまとまって魚市場みたいな仲卸市場みたいな、そういう施設はないんですけれども。

森杉部会長　　そういう利用の仕方も考えられるんですか、これは。

遠藤委員　　そうだと思うんですけれどもね。

森杉部会長　　ちょっと離れているからね。

水産業基盤整備課　　カキの共同作業所があるんですが、今松島町ではカキ小屋と称して、いろんな場所でカキを焼いて食べ放題というコースをよくやっているんですね。そういう意味ではこの場所も、非常に適地だと思われるので、漁協さんがいかに

頑張るかというところがあるかと思うんです。町と漁協さんで。

森杉部会長 この建設残土で埋め立てられて、せっかくだからいろんなことに利用しようという、こういうことでいろいろと工夫しておられるというのはよくわかるんですけどもね。

沼倉委員 部会長に対する質問なのですが、環境のものもやはり非常に、5ページにも書いていますけれども保護区になっているのですけれども、こういうものというのは指標化というのはされないんですか。ちょっとここは多分鳥がいっぱい来るようなイメージが私はあるんですけども、そういう意味ではこのB/Cのところに、環境への貢献度合いが・・・。

森杉部会長 マイナスの影響、プラスの影響。

沼倉委員 プラスの影響。

森杉部会長 プラスでもマイナスでも、ここはどういうプラスの影響ですか。あるいはマイナスですか。鳥がいっぱい来る。

沼倉委員 それはプラスマイナス、どちらがあるかというのは検討を。

森杉部会長 生態系への影響ということですか。

沼倉委員 そうですね、はい。

森杉部会長 これ山本先生、何かないですか。よくわからないんですけど。

山本委員 生態系よりもむしろ、これ読ましてもらった限りでは、悪臭をこちらに持っていきますよね。それは漁業施設の方なので、それが、先生からお話があったとおり、漁業施設では開放施設、開放のところから悪臭が発生物質を固めてもっていったということで、生活環境上の利点はあるんだろうと思ったんですけども、きょう読ませていただいた限りでは、公園のところにはそれは持っていったわけではないので、つらいだろうなと思います。

遠藤委員 たしか、この処理場に天皇皇后両陛下、見えたんですね。カキむき、カキ処理工場に天皇皇后両陛下見えたのは、多分初めてではないかと思うんです。そのときはできたての新しい施設でしたが。

森杉部会長 カキむき処理場の悪臭が問題だということですか。

山本委員 ここに書いてあるのは漁業施設の悪臭がこっちに持ってきたとは書いてあるんです。ただ、分けて評価するとなると、一応ちょっと違ってしまふのかなと聞いてはいたのですが。

水産業基盤整備課　今生態系の話が出たんですけれども、実はここの島はウミネコの産卵地に、数年間環境整備事業が進まなかったために、雑草が繁茂してしまって、そこがウミネコの産卵地になってしまって大分困っているところなんです。鳥に占領されているというか。それで、現在環境整備事業が整えばちょっと変わってはくるのではないかと思うんですが、そこは苦慮、ちょっと苦戦しているところはあります。生態系で考えたときに。

山本委員　環境整備事業で、ウミネコが卵産めなくなると、マイナス評価をしてもまずいですし。

森杉部会長　それはどうだっていいんじゃない。山ほどいるんだから。希少性ないんだから。

水産業基盤整備課　それが数万羽と称して周辺が真っ白くなってしまうんですね。ただ、季節的なもので、カキむきが始まることにはもうほかへ行ってしまうという部分があるんですが。

森杉部会長　今の件は、もういいですね。これはこれで。

では、ほかにございせんか。基本的にはよさそうなんですけれども、先ほどお願いしましたようにもう1回お願いします、これは。特に先ほど申し上げましたB/Cのところの計算の対象範囲とか、インプットデータとかいうことを図表を使って、理解できるような形での表現をお願いいたします。

そのほかに、前回の漁港整備の調書をつけていただいておりますということ、次回でお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

水産業基盤整備課長　はい、わかりました。

森杉部会長　どうもありがとうございました。

これで一応審議は終わったんですけれども、一つ5分で済みますから、報告をあと二つだけお願いしたいと思います。お時間の許される委員の方々は、済みませんけれども5分ほど。10分ほど延長させていただきたいと思います。

道路課　それでは、道路建設課道路建設班長をしております結城と申します。ちょっと課長が所要なので改良のご説明をさせていただきたいと思います。

一般国道108号の花淵山バイパスについて、今の現状の部分をちょっと今回ご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料でございますが、一般国道の108号花淵山バイパスは、鳴子と鬼首を結ぶ道路として計画されておりまして、ちょっと下の方の図面に色の塗ってある図面がございますが、現道の108号が非常に幅員が狭くて線形も不良なために、今ある鳴子ダムの左岸側の現道が非常に狭いために、右岸側にバイパス工事として花淵山バイパスというものを計画しております。

昭和63年から事業を実施しております、平成15年の再評価で評価をさせ



ていただいております。この路線につきましては、現在上の図面を見ていただきますように、6.4キロの整備区間をバイパスとして整備しておりますが、今回この図面の青色で塗った部分が現在完成してある、概成しております。起点側の大崎市鳴子温泉古戸前から約1.8キロの部分が今現在概成しております。それから、終点側の大崎市鳴子温泉柏木原地区の方から約0.6キロの部分が現在概成しております。今回この赤いルートの方がございますが、この部分に平成15年の5月の南三陸地震の際に、計画ルートに地すべりの兆候が見られたことによって、計画ルートの見直しを行わなくてはならないということで、平成15年から18年度にかけて、地すべり等の調査を行っております。ボーリングとかひずみ計、それから傾斜計などを設置して、地すべりの範囲と規模について調査をしておる状況でございます。

この部分のルートの見直しの部分については、ちょっと左側の一番下の方に書いてございますが、花淵山バイパス技術検討委員会という国と県とそれから地すべり及びトンネルの専門家を交えた検討会を開催してございまして、これが6月21日に第1回の検討会を行っております。ルートのなもの、そういう調査結果を踏まえたルート等の結果を9月までに結論を出して、新たなルートの部分を決定していくようなスケジュールになっております。

それで、実は平成19年、ことしの2月17日に現道の部分、ちょっと下の図面の赤丸の部分なんですけれども、鳴子ダムからちょっと下流側にきたところにおいて、現道の部分で地すべりがございまして、全面通行どめということで、通行どめを2月から4月の間に通行どめを行っていた状況です。この間仮設道路を設置して、建設して迂回道路を確保するというので工事を行ってまして、4月3日に仮設道路の供用を図り、現在は現道の部分の一部を迂回する形で仮設道路を通りながら、交通を確保しているという状況でございます。この部分の写真については右側の写真にございまして、大型土のうを積んで、現道の地すべりの拡大を防ぐ工事を行ってございまして、本格的復旧を今月から着工し、今年中に現道の部分を確保するというような計画になっております。以上でございます。

森杉部会長　　ご質問ありませんか。対応は一応うまくいっているということでございますので。よろしいですね。ありがとうございました。

次は、気仙沼漁港の件につきましてご報告をお願いいたします。

水産業基盤整備課長　　気仙沼漁港の関係は、新聞に掲載された件でございますが、大森班長の方から説明します。

水産業基盤整備課　　前回の6月5日に行われました公共事業評価部会におきまして、気仙沼漁港のマイナス6メートル岸壁工事の内容が、5月29日の河北新聞の朝刊に掲載されました。この件について説明いたします。

気仙沼漁港の事業につきましては、平成18年度の事業再評価をしていただきまして、事業継続となっております。評価調書をごらんください。

対象施設は、事業内容の欄の係留施設、魚市場前地区のマイナス6メートルの岸壁改良です。

施工場所につきまして、2ページの位置図をごらんください。

魚市場前ですね。魚市場前地区のマイナス6メートル岸壁（改良）L = 470メートルのうち、100メートルの区間です。

続きまして、3ページをごらんください。

中段に棧橋の標準断面図を添付しております。3列のくいの上部のコンクリートが劣化したことから、コンクリートの打ちかえを行うものです。左から3本目のくいと、右側の護岸との間に、コンクリートの版を設置したものであります。今回の問題は、矢印で表示しました個所の目地処理の対応についてです。

3ページの資料の上段の部分、状況報告についてちょっとごらんください。

一つ目です。5月29日の河北新聞朝刊において、棧橋のすき間が最大6センチもあり、許容範囲を超えているのではないかという記事が掲載されました。設計では、構造上の目地として、35ミリのすき間が出るようになっております。しかしながら周辺施設の護岸と渡版、いわゆるコンクリートの版なんですが、これの施工精度によりまして、結果的に大きな目地が一部に発生したものであります。設計ミスや施工ミスではなく、施工上の目地処理がなされなかったためであり、速やかに処理する旨、関係者に説明して魚市場は6月1日に供用を開始しております。この件については、設計当初に目地処理が不記載ということと、それに基づいて目地処理の施工がなされなかったものであって、発注者として目地処理の施工指示のおくれが結果として新聞報道されたことは問題があったと考えております。

本来であれば、発注者と請負者が一体となり、よりよい施設を整備するべきでありまして、今回の案件については再発防止に向けまして、報告、連絡、相談の徹底や、問題点の共有等、チェック体制の強化等を図るべく再発防止会議を行っております。

なお、5月31日の河北新聞朝刊においては、発注図面当時で施工ミスではなく、許容範囲として29日の記事の一部に誤りがあったと掲載されました。さらに、6月2日の河北新聞の朝刊では、予定どおり6月1日に供用開始を行い、かつお盛漁期の機能発揮に大きな期待を寄せているとの記事も掲載されました。目地処理につきましては、6月10日までに終了しております。

状況については3ページの下の写真。左側が棧橋施工後の目地の開放状況でありまして、6月10日までに目地処理した状況については、右側の方に掲載しております。以上で説明を終わります。

森杉部会長     ありがとうございました。この件も、今お話しいただきましたような報告ということになります。

沼倉委員     工事が終わったときの検収は、どなたがやることになるんですか。

水産業基盤整備課     工事が終わったときには監督員が現場で実際を確認して、寸法等を検収しております。

沼倉委員     これは、その検収のときには発見されたんですか。

水産業基盤整備課     もう既にわかっております。ただそのときに目地処理が図面に、設計書

の中にその分の処理費が計上されていないために、この工事においては施工されなかったということになります。

沼倉委員 その検収というのは、もちろん施設全体としての検収をするわけですから、もしそこで必要であれば、その段階で発見して適切な指示をする。もしくは工事の途中で当然監督責任ありますよね。最初の設計はすべて万能だというわけではありませんので。その辺の体制なのかなと思うんですね。予防もそうですし、それが何か不備があれば当然発見する機能というのは必要だと思うんですけども、その辺は大丈夫なんですか。

水産業基盤整備課 おっしゃるとおりですので、このようなミスが起こらないような、いわゆる監督員と現場、監督員には主任監督員と総括監督員と段階的にいるんですが、いわゆる組織として監督員のみでなくチェックをしていくというような体制を図ってまいります。

森杉部会長 よろしゅうございますか。  
ありがとうございました。  
1時間予定をオーバーをいたしまして申しわけありません。あとは現地調査そのものをどこにするかだけですけれども。きょうのお話しでは、仙台港背後地の他に二、三つけて現地を少し見ましようということではいかがですか。よろしゅうございますか。そんなところで、ちょっと事務局の方につくっていただきます。  
では、これで終わりです。よろしゅうございますか。  
事務局の方にマイクをお返しします。

司 会 大変どうも長時間ありがとうございました。なお、現地調査の方は事務局の方で原案をつくりまして、部会長と相談しながら、改めて皆様の方に案を提出させていただくということでよろしく願いいたします。  
本日の会議はこれで一切終了いたします。本当にどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 高橋 千代恵 印

議事録署名人 沼倉 雅枝 印